

# 夢あるくらしのパートナー だんようの現況2025



淡陽信用組合



## ごあいさつ

平素より格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、組合員並びにお取引先の皆様に当組合の経営内容をお伝えし、より一層のご理解を深めていただきたく本誌を作成いたしましたので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

当組合は昭和27年に創立以来、堅実・健全経営に努め、地域の皆様から愛され親しまれ、信頼される金融機関を目指してまいりました。おかげさまで業容も健全性を確保し、今日の揺るぎない経営基盤を築きあげることができました。これもひとえに皆様のご支援の賜ものと深く感謝いたしております。

2024年度を振り返りますと、日本経済はインバウンド需要の回復や政府の政策目標である「賃金と物価の好循環」の実現に向け、大企業を中心に高水準の賃上げが実施され、個人消費についても回復の兆しが見られました。また、物価と賃金の上昇を受け、日本銀行が長年実施していた異次元金融緩和政策を解除し、政策金利を段階的に引き上げ「金利のある世界」への転換が進みました。しかしながら、米国の保護主義化による世界経済の混乱や中国経済の減速、ウクライナ・中東を中心とした地政学的リスクの高まりなど、景気後退が懸念される問題が山積しており、今年度もより一層不確実性の高い状況が続くと予想されます。

このような環境下ではありますが、当組合は、引き続き中小企業・小規模事業者の皆様や個人のお客様に寄り添い、金融の円滑化やコンサルティング機能の発揮を通じた支援に努めてまいり所存です。

当組合は“近い、早い、親切”をモットーにお客様の“夢あるくらしのパートナー”として地域と共に発展し、地域になくてはならない明るく元気な信用組合を目指して役職員一同さらに努力を重ねてまいります。今後とも尚一層のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2025年7月

理 事 長 太田 光彦

# 当組合の概要



本店所在地 洲本市栄町1丁目3番17号

設立 昭和27年12月  
出資金 13億円  
組合員数 32,315名

店舗数 22店舗  
常勤役員数 262名  
営業地区 兵庫県一円

(2025年3月31日現在)



だんようのシンボルは“太陽”です。頭文字であるdが3つ集まり、それぞれ衣食住(dress, dinner, dwelling)を表しながら、しっかりと結合。全体として、まっ赤に燃えるだんようのコロナ(太陽)を象徴しています。

## も く じ

ごあいさつ	1
当組合の概要	2
概況・組織	3
業務のご案内	7
事業の概況	12
財務諸表	12
経営指標	16
資金調達	18
資金運用	18
貸出金の分類	20
その他業務	20
リスク管理態勢	21
法令等遵守態勢	22
顧客保護等管理態勢等	23
自己資本の充実に関する事項	24
[地域密着型金融の取組状況]	
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	34
「経営者保証に関するガイドライン」への対応	36
地域貢献	37

経営理念

- 近い、早い、親切をモットーにお客様の「夢あるくらしのパートナー」として努力する。
- 人と人とのふれあいを大切に、愛され親しまれ、地域と共に発展する信用組合をめざす。

当組合は、昭和24年に制定された中小企業等協同組合法に基づく組合員の「相互扶助」を基本理念とする協同組織の地域金融機関で、地元の中小企業・小規模事業者及び勤労者に対する金融の円滑化とその経済的地位の向上に寄与し、地域社会の発展に貢献することを経営の基本方針としています。さらに、堅実・健全経営に徹し、人縁・地縁を大切にしてお客様とのより身近で親密な関係を築き、質の高い、きめ細かな金融サービスの提供を常に心掛けています。

だんようのあゆみ

- 昭和27年12月 ● 中小企業等協同組合法に基づく地域信用組合として旧津名郡富島町（現在の淡路市）において設立
- 31年 7月 ● 本店を洲本市に移転
  - 52年12月 ● 本店を現在地へ新築移転
  - 54年 5月 ● 預金高500億円を達成
  - 57年 7月 ● オンラインシステム稼働
  - 61年 3月 ● 預金高1,000億円を達成
  - 63年 9月 ● 富士信用組合洲本支店を承継
- 平成 3年 3月 ● 預金高1,500億円を達成
- 4年10月 ● 日本銀行蔵入復代理店の認可に伴う歳入金の取扱いを開始
  - 7年 5月 ● 信組共同センターに加盟
  - 8年11月 ● けんみん大和信用組合及び山陽信用組合の事業を譲受
    - 営業地区を兵庫県全域へ拡張
    - 預金高2,000億円を達成
  - 11年 3月 ● 理事長に藤勝が就任
  - 12年 4月 ● 郵貯とのATM提携を開始
    - 7月 ● 「デビットカード・サービス」の取扱いを開始
  - 13年 1月 ● 「インターネット・モバイルバンキング」の取扱いを開始
    - 12月 ● 火災保険窓販の取扱いを開始
  - 14年12月 ● 創立50周年
  - 17年 4月 ● 証券化支援事業住宅ローン「フラット35」の取扱いを開始
  - 20年 1月 ● 「マルチペイメントネットワークサービス」の取扱いを開始
    - 9月 ● イオン銀行とのATM提携を開始
  - 21年 5月 ● 生命保険窓販の取扱いを開始
    - 7月 ● 証券化支援事業住宅ローン「フラット50」の取扱いを開始
  - 24年 6月 ● 理事長に勢戸堅祐が就任
    - 12月 ● 創立60周年
  - 25年 2月 ● 「でんさいネットサービス」の取扱いを開始
    - 4月 ● 兵庫県中小企業団体中央会（しっかいや中央会）との連携による中小企業相談支援事業を開始
    - 5月 ● ビューカードとのATM提携を開始
    - 9月 ● セブン銀行とのATM提携を開始
  - 27年 7月 ● 日本政策金融公庫との連携による「創業・第二創業サポートローン」の取扱いを開始
  - 29年 6月 ● 理事長に山本英博が就任
    - 個人型確定拠出年金「iDeCo」の取扱いを開始
    - 振込サービスの取扱時間を拡大
- 令和 2年 6月 ● 預金高2,500億円を達成
- 3年 4月 ● 神戸支店を新築移転
  - 4年 6月 ● 理事長に河本晋一が就任
    - 12月 ● 創立70周年
  - 7年 1月 ● 由良支店を本店営業部内へ移転
    - 6月 ● 理事長に太田光彦が就任

トピックス（令和6年4月～令和7年3月）

- 令和 6年 4月 ● 新入職員入組式を開催
  - 淡陽レディースクラブが総会を開催
- 6月 ● 淡陽レディースクラブが観劇ツアーを実施
    - 第72期通常総代会を開催
  - 7月 ● 洲本淡陽会が総会を開催
  - 8月 ● 「第77回淡路島まつり」おどり大会に参加
  - 9月 ● 「しんくみの日週間・献血運動」に71名の役職員が参加
    - 「ピーター・パンカード寄付金」を(株)カナモリコーポレーションと(株)未来創造に寄付
    - 「だんよう年金友の会」観劇ツアーを実施（淡路市・南あわじ市ブロック）
  - 10月 ● 「中小企業の皆様に役立つ価格交渉講習会」を開催
    - 「3海峡クリーンアップ大作戦」に66名の役職員が参加
  - 11月 ● 「第46回淡陽講演会」を開催
    - 「だんよう年金友の会」観劇ツアーを実施（洲本市ブロック）
  - 12月 ● 淡陽レディースクラブが総会を開催
- 令和 7年 1月 ● 由良支店を本店営業部内に移転
  - 洲本淡陽会が懇親会を開催
- 3月 ● 洲本淡陽会が親睦旅行を実施

<第6次経営力強化計画初年度重点施策>

「～変革が自然の環境へ～」

- 基本方針
  - 「業務推進態勢の改革と働き甲斐のある職場づくり並びに収益力の強化を通じた持続可能なビジネスモデルの構築」
- 基本戦略
  1. 業務推進態勢の改革（働き甲斐のある職場づくり／収益力の強化）
    - (1) 営業戦略・営業推進態勢
      - ブロック制の深化
      - 取引先支援に関するさらなる取組
      - 金融仲介機能の発揮
      - 業務の効率化
    - (2) 人財戦略
      - 働き甲斐のある職場環境づくりと多様な働き方の実現
      - 将来を担う人財の育成と人財の確保
      - 自己成長できる環境整備
    - (3) 店舗戦略
      - 地域の特性・将来性を踏まえた店舗施策
    - (4) 収益管理態勢と収益基盤の強化
      - 貸出金の質的向上
      - 適正利鞘の確保
      - リスク管理の高度化
      - 効果的な経費支出の実行
  2. 内部管理態勢の強化
    - (1) 各種法令・規制等への対応
      - マネー・ローndリング及びテロ資金供与／拡散金融対策の高度化
      - サイバーセキュリティ対策の強化
      - 手形・小切手機能の全面電子化への対応
    - (2) コンプライアンスの徹底
      - 監査態勢の移行
      - 適正な事務取扱の徹底

役員一覧

2025年6月30日現在

理事長(代表理事)	太田 光彦
専務理事(代表理事)	作田 守
常務理事(業務推進部長)	片山 浩史
理事(資金証券部長)	由尾 真一
理事(本店営業部長兼由良支店長)	坂本 匡生
理事(総務部長)	坂根 典雄
理事(総合企画部長)	高田 勝彦
理事会長(非常勤)	河本 晋一
理事(非常勤)	谷林 謙
理事(非常勤)	畑 英樹 (※)
監事	幹田 英司
監事(非常勤、員外)	永原 憲章
監事(非常勤)	濱口 雄裕

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事1名(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人の氏名または名称

2025年6月30日現在  
なぎさ監査法人

職員数

(単位：人)

区分	2024年3月末	2025年3月末
男性	141	139
女性	121	114
合計	262	253

(注) 臨時の雇用者は、除いています。

組合員数・出資金の推移

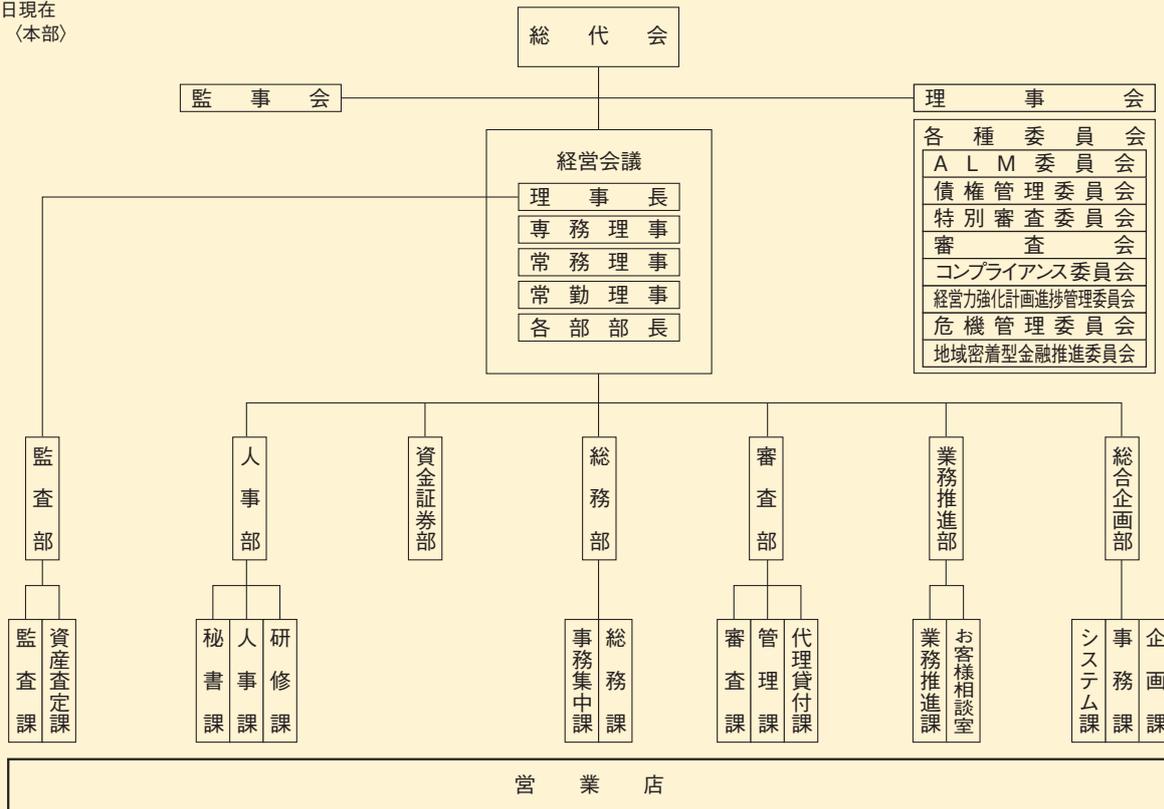
(単位：人、百万円)

区分	2024年3月末		2025年3月末	
	組合員数	出資金	組合員数	出資金
個人	29,623	1,057	29,504	1,052
法人	2,816	247	2,811	247
合計	32,439	1,304	32,315	1,300

(注) 出資1口の金額は、500円となっています。

## 組織図

2025年6月30日現在  
(本部)



## 総代会

### 1. 総代会制度について

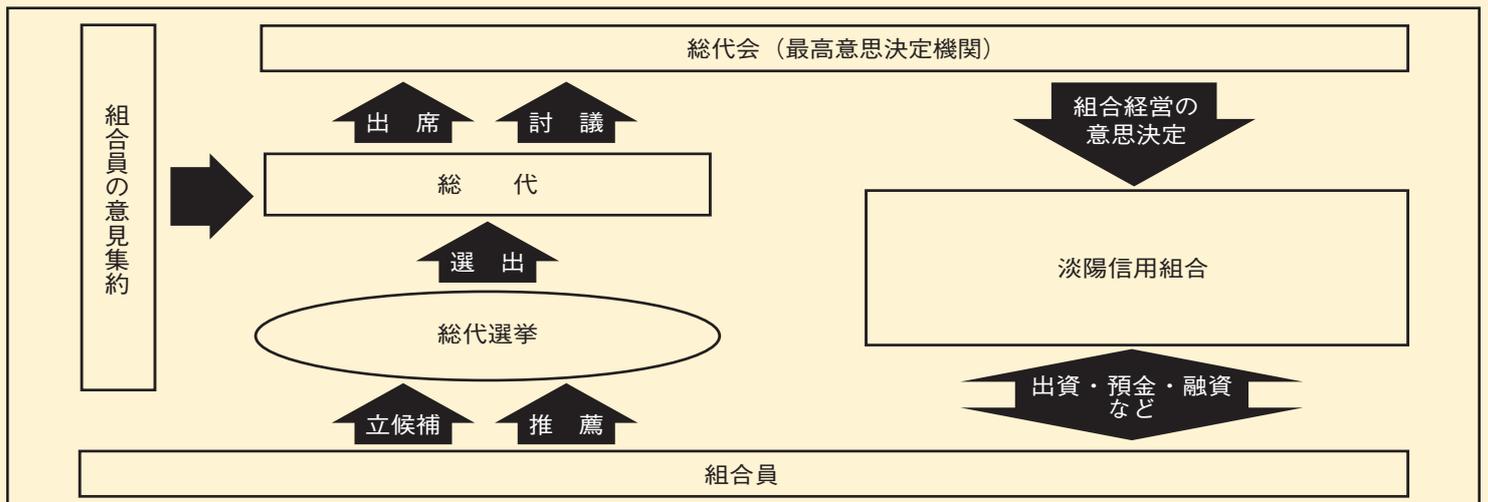
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。

また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は組合員数が3万2千名（2025年3月末現在）と多く、総会の開催が困難であるため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、組合員の中から選出された総代によって構成される当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査やお客様相談室の設置など、日常の営業活動を通じて総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

### 2. 総代の選出方法、任期・定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

#### (1) 総代の選出方法

総代は組合員の中から、総代選挙規約に則り選出されます。

#### (2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年、定数は100人以上150人以内に定められています。

3. 総代氏名 (2025年6月24日現在 総代数 118名 敬称略・50音順)

選挙区	総代定数	総代数	氏名
本店営業部の所轄地域	14	14	岩鼻 司郎⑦、大内 晋②、奥 泰宏⑦、片山 伯夫③、木田 京志◆、谷 政智②、 飛松 宏明◆、西岡 強◆、野村 英世③、秦 慎二郎②、番所 利行◆、元地 寛和◆、 藪田 好一⑦、山形 和大⑥
由良支店の所轄地域	3	3	長瀬 捷明⑦、新島 芳実②、渡辺 宰④
下加茂支店の所轄地域	4	4	岡田 隆一①、高田 知昭③、辰岡 慶治①、仲野 省二③
志筑支店の所轄地域	10	9	石井 康文③、尾崎 任一◆、柏木 敏孝②、金岡 秀和②、佐伯幸一郎①、寺西 一夫⑥、 長尾 泰宏②、増田 信紀③、宮本 徹郎◆
仮屋支店の所轄地域	5	5	折田 慶治②、来田 國之◆、仲野 廣巳④、仲野 嘉宏⑥、森 義政⑧
岩屋支店の所轄地域	7	7	新井 英隆②、戸田 種彦◆、友川 健夫⑥、中来田 進④、藤 博文④、藤 眞行⑨、 山口 昌志②
北淡支店の所轄地域	9	9	小山 政則②、近藤 忠継③、志田 修二◆、下土井 光④、徳田 正昭⑥、凧 益秀③、 濱田 憲児④、藤岡 和洋⑥、山口 浩一④
郡家支店の所轄地域	6	6	池上 幸三◆、植野 義博①、柏木 秀樹③、濱岡 淳二①、山口 卓治④、吉井 康人◆
都志支店の所轄地域	6	6	今井 拓也⑤、大谷 忠弘④、岡本 行布⑦、大傍 明好⑤、高倍 正嗣⑤、中田 洋光⑥
湊支店の所轄地域	7	7	居内 正博⑥、大石 喜一③、嶋本 宏信⑤、出嶋 道夫⑥、増田 弘③、山形 隆信⑧、 山口 英樹①
福良支店の所轄地域	7	7	片岡 永幸④、久留米正紀④、坂本 英生①、竹原 正記⑥、鳥取 太一⑥、原口 健治③、 森本 宏②
市支店の所轄地域	8	8	井上 裕文⑤、角山 善博①、竹田 宏樹⑤、田中 一良④、富本 東平⑤、中田 豊臣◆、 廣本 鉄平①、宮本 忠博④
阿万支店の所轄地域	4	4	池本 健①、川端 章弘③、黒田 昌宏④、高見 友章①
広田支店の所轄地域	4	3	井本 好則⑤、小西 正剛③、山岡 秀紀②
神戸支店の所轄地域	3	3	田森 豊◆、三上 浩史③、森川 和章◆
加古川支店の所轄地域	2	2	小田 満博④、杉原 康弘③
灘支店の所轄地域	2	2	高田 和豊④、宮口 吉友②
山崎支店の所轄地域	6	6	上林 博實◆、尾崎 博之⑦、織金 正博⑦、徳田 義彦⑤、秦 賢作⑤、春名 年則①
佐用支店の所轄地域	3	3	孝橋真治郎①、藤岡 照一④、盛本 和喜⑥
一宮支店の所轄地域	4	4	門積 正幸①、川本 洋司③、松本 貞人⑤、丸居 靖彌⑤
姫路支店の所轄地域	2	2	細野 公利⑥、増田 嘉孝◆
赤穂支店の所轄地域	4	4	岩佐 明③、高井 勤◆、藤田 隆夫◆、山本 忠義⑦

(注1) 氏名の後に就任回数を記載しています。  
 (注2) 就任回数が10回以上の場合は◆で示しています。

4. 総代の属性別構成比 (2025年6月24日現在)

属性	構成比
職業	個人12.7%、個人事業主17.0%、法人役員70.3%
年代	40代2.5%、50代15.3%、60代30.5%、70代33.1%、80代以上18.6%
業種	製造業10.7%、農業・林業1.0%、漁業1.0%、建設業24.3%、電気・ガス・熱供給・水道業4.8%、 運輸業・郵便業4.8%、卸売業・小売業27.2%、不動産業7.8%、 学術研究・専門・技術サービス業2.9%、宿泊業1.0%、生活関連サービス業・娯楽業2.9%、 医療・福祉1.9%、その他のサービス業5.8%、その他の産業3.9%

※業種の構成比については、個人事業主、法人役員に限ります。

5. 総代会の議案

2025年6月24日(火) 午前10時30分から当組合本店において  
 第73期通常総代会を開催し、下記の事項について原案通り承認可決されました。

- (1) 報告事項  
 令和6年度(第73期)事業報告、貸借対照表、損益計算書報告の件
- (2) 決議議案  
 第1号議案 令和6年度(第73期)剰余金処分(案)承認の件  
 第2号議案 令和7年度(第74期)事業計画(案)承認の件  
 第3号議案 組合員法定脱退の件  
 第4号議案 退職役員に対する退職慰労金贈呈の件



総代会

## 店舗等のご案内

2025年6月30日現在

当組合の店舗数は、淡路地域に14店舗、神戸市に2店舗、播磨地域に6店舗の合計22店舗となっています。

ATM機は、各店舗と店舗外4ヶ所に設置しており、姫路支店を除き365日年中無休で稼働しています。なお、すべてのATM機が視覚障がい者対応となっています。

店舗のご案内											
地域	店舗名	郵便番号	所在地		地域	店舗名	郵便番号				
			電話番号				電話番号				
淡路地域	① 本店営業部	656-0026	洲本市栄町1-3-17		淡路地域	⑫ 阿万支店	656-0544	南あわじ市阿万下町546-5			
		0799-22-5551						0799-55-1617			
	② 由良支店	656-0026	洲本市栄町1-3-17				⑬ 市支店	656-0478	南あわじ市市福永420-4		
		0799-27-0301						0799-42-2300			
		③ 下加茂支店	656-0013	洲本市下加茂1-4-11			⑭ 広田支店	656-0122	南あわじ市広田広田373-5		
			0799-23-1755				0799-45-0556				
		④ 都志支店	656-1301	洲本市五色町都志276-9		神戸市	⑮ 神戸支店	652-0822	神戸市兵庫区西出町1-5-7		
			0799-33-0470					078-381-8151			
		⑤ 志筑支店	656-2131	淡路市志筑3120-1			⑯ 灘支店	657-0035	神戸市灘区友田町2-7-17		
			0799-62-0307				078-841-1941				
		⑥ 仮屋支店	656-2311	淡路市久留麻1786-3		播磨地域	⑰ 加古川支店	675-0101	加古川市平岡町新在家2-269-5		
			0799-74-2381					079-424-2111			
		⑦ 岩屋支店	656-2401	淡路市岩屋988-3				⑱ 姫路支店	670-0965	姫路市東延末2-20	
			0799-72-3322					079-288-3434			
	⑧ 北淡支店	656-1606	淡路市室津2429-7				⑲ 赤穂支店	678-0239	赤穂市加里屋駅前町30-14		
		0799-84-1313					0791-45-0034				
	⑨ 郡家支店	656-1511	淡路市郡家84-1				⑳ 山崎支店	671-2576	宍粟市山崎町鹿沢57-5		
		0799-85-0151					0790-62-0556				
	⑩ 湊支店	656-0332	南あわじ市湊55-1				㉑ 一宮支店	671-4132	宍粟市一宮町東市場565-5		
		0799-36-2630					0790-72-0350				
	⑪ 福良支店	656-0501	南あわじ市福良甲1327			㉒ 佐用支店	679-5301	佐用郡佐用町佐用2904-18			
		0799-52-0270				0790-82-3535					

上記店舗に付属するATM機の稼働時間		
店舗名	平日	土曜・日曜・祝日
姫路支店以外の店舗	8:00~21:00	
姫路支店	8:30~18:00	ご利用いただけません

店舗外ATM機のご案内		
出張所名	設置場所	ATM機の稼働時間 平日・土曜・日曜・祝日
イオン洲本店出張所	洲本市塩屋1-1-8	9:00~21:00
由良出張所	洲本市由良3-9-15	8:00~21:00
富島出張所	淡路市富島1877	8:00~21:00
三原ショッピングプラザ パルティ出張所	南あわじ市市円行寺150	10:00~19:00



## 業務のご案内

### 主な事業の内容

2025年6月30日現在

#### A. 預金業務

当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、財形預金等を取扱っています。

#### B. 貸出業務

- (イ) 貸付  
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っています。
- (ロ) 手形の割引  
商業手形の割引を取扱っています。

#### C. 商品有価証券売買業務

取扱っていません。

#### D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。

#### E. 内国為替業務

送金為替、代金取立等を取扱っています。

#### F. 社債受託及び登録業務

取扱っていません。

#### G. デリバティブ取引等の受託等業務

取扱っていません。

#### H. 附帯業務

- (イ) 債務の保証業務
- (ロ) 国債の引受け及び引受国債の募集の取扱業務
- (ハ) 代理業務
  - (a) 次に掲げる者の業務の代理  
株式会社日本政策金融公庫  
独立行政法人住宅金融支援機構  
独立行政法人勤労者退職金共済機構  
独立行政法人中小企業基盤整備機構  
独立行政法人農林漁業信用基金  
独立行政法人福祉医療機構  
一般社団法人全国石油協会  
西日本建設業保証株式会社
  - (b) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介  
全国信用協同組合連合会  
株式会社商工組合中央金庫
  - (c) 日本銀行の歳入復代理店業務
- (ニ) 地方公共団体の公金取扱業務
- (ホ) 株式払込金の受入代理業務
- (ヘ) 両替業務
- (ト) 保険商品の窓口販売業務
- (チ) 電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
- (リ) 確定拠出年金法により行う業務

### 預金商品のご案内

2025年6月30日現在

種類	お預入期間	お預入金額	特 色
当座預金	自由	1円以上	商取引代金のお支払いに便利で安全な小切手、手形のための決済用預金です。
総合口座			定期預金がセットでき、受け取る、支払う、貯める、借りるが一冊の通帳でできます。
普通預金			ご自由に出し入れができ、家計簿がわりに使える預金です。
無利息型普通預金			ご利用は普通預金と同様ですが、お利息はつきません。預金保険制度の決済用預金として、全額保護の対象です。
通知預金	7日以上	1万円以上	まとまった資金の短期運用に便利です。お引き出しは、2日前までにご連絡ください。
スーパー定期預金	1ヶ月～5年	100円以上 1,000万円未満	今すぐ必要にならない余裕資金、ボーナスなどのまとまったお金を有利に増やす預金です。期間は定型方式と期日指定方式があります。
大口定期預金		1,000万円以上	大口の資金運用に適しています。金利は市場の動向により相対で決められます。期間は定型方式と期日指定方式があります。
変動金利定期預金	1年～3年	100円以上	金利が6ヶ月ごとに見直される預金です。期間3年ものは、半年複利（個人のみ）と単利扱いがあり、1年以上3年未満は、半年単利計算です。
期日指定定期預金	3年以内 (1年据置)	100円以上 300万円未満	1年複利でお得な預金です。1年間の据置期間後は、1ヶ月以上前に期日を指定することにより、自由にお引き出しいただけます。
財形預金(一般財形預金)	3年以上	100円以上	勤務先の財形制度を通じて、毎月の給料やボーナスから指定の金額を天引きします。貯蓄目的は自由です。
財形預金(財形年金預金)	5年以上		毎月の給料から天引きして将来の年金資金を貯める預金で、財形年金預金・財形住宅預金の合計額元本550万円までの利息は、非課税の適用が受けられます。
財形預金(財形住宅預金)			毎月の給料から天引きして将来の住宅取得を目的として貯める預金で、財形年金預金・財形住宅預金の合計額元本550万円までの利息は、非課税の適用が受けられます。
定期積金(スーパー積金)	1年、2年、3年 4年、5年	1,000円以上	毎月一定金額を一定の日在一定期間積み立てていただき、目標にあわせて、まとまった資金づくりができます。掛込みは自動振替もご利用いただけます。

## 融資商品のご案内

2025年6月30日現在

### 〈事業者向けご融資〉

種 類	資金のお使いみち等	ご融資金額	ご融資期間
一 般 の ご 融 資	手形割引…一般商業手形の割引 手形貸付…仕入資金などの短期運転資金 証書貸付…設備資金などの長期資金 当座貸越…貸越極度額までの当座決済資金	詳しくは、最寄の営業店へお問い合わせください。	
各 種 制 度 融 資	兵庫県および各市町による中小企業向けの各種制度融資がご利用いただけます。		
創業・第二創業サポートローン	日本政策金融公庫との協調融資です。創業・第二創業に係る運転・設備資金にご利用いただけます。	100万円以上500万円以内 ※但し、日本政策金融公庫の融資額以内	運転資金：5年以内 設備資金：10年以内
事業者カードローン	運転・設備資金等にご利用いただけます。	100万円以上2,000万円以内	1年または2年
しんくみビジネスローン	運転・設備資金等にご利用いただけます。	50万円以上1,000万円以内 ※個人事業者の方は500万円以内 ※白色申告の方は200万円以内	5年以内
事業サポートローン (証書貸付形式)	運転・設備資金等にご利用いただけます。	10万円以上500万円以内	10年以内
事業サポートローン (当座貸越形式)		<b>【極度額】</b> 10万円以上500万円以内(10万円単位)	法 人：原則3年 個人事業者：原則1年毎の自動更新

### 〈個人向けご融資〉

種 類	資金のお使いみち等	ご融資金額	ご融資期間
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・増改築、住宅用地の購入、建売住宅・中古住宅の購入などにご利用いただけます。	50万円以上1億円以内	原則35年以内
スーパーリフォームローン	ご自宅の増改築・修繕等資金、住宅関連の諸費用、家屋解体費用、他金融機関のリフォームローン・住宅ローンの借換資金等にご利用いただけます(転売目的、事業性用途として使用している建物に関する資金は除きます)。	10万円以上1,000万円以内 ※家屋解体費用は300万円以内	6ヶ月以上15年以内 (家屋解体費用の場合は7年以内)
スーパー奨学ローン	小・中・高校、予備校、専門学校、短大、大学、大学院等の受験時、入学時、在学中に係る費用、教育に関する他金融機関のローンの借換資金等にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以内	6ヶ月以上15年以内
教育ローン極度型「チャンス」	専門学校、短大、大学、大学院の受験時、入学時、在学中に係る費用にご利用いただけます。	<b>【極度額】</b> 100万円以上500万円以内 (50万円単位)	入学予定月の9ヶ月前から卒業後 8年4ヶ月以内
教育カードローン「チャンスII」	専門学校、短大、大学、大学院の受験時、入学時、在学中に係る費用にご利用いただけます。専用のローンカードを発行しますので、ATMでお引き出しいただけます。	<b>【極度額】</b> 100万円以上500万円以内 (50万円単位)	入学予定月の9ヶ月前から卒業後 8年4ヶ月以内
マイカーローン	車両の購入・修理、車検費用、用品購入資金、運転免許取得に係る費用、マイカー購入に関する他金融機関のローンの借換資金等にご利用いただけます(事業用・営業用車両、個人間売買に関する資金は除きます)。	10万円以上1,000万円以内	6ヶ月以上10年以内
目 的 ロ ー ン	旅行、結婚、家具・家電製品購入等のお使いみちが明確なものにご利用いただけます(自動車関連資金、教育関連資金、リフォーム関連資金、事業性資金は除きます)。	10万円以上1,000万円以内	6ヶ月以上10年以内
い き い き ロ ー ン	お使いみちはご自由です(事業性資金は除きます)。	10万円以上300万円以内	7年以内
フ リ ー ロ ー ン ミ ド ル	お使いみちはご自由です(事業性資金は除きます)。	10万円以上200万円以内	7年以内
小 口 フ リ ー ロ ー ン	お使いみちはご自由です(事業性資金は除きます)。	10万円以上200万円以内	7年以内
フ リ ー ロ ー ン 「 チ ョ イ ス 」	お使いみちはご自由です。	10万円以上1,000万円以内 ※事業性資金は500万円以内	15年以内 ※事業性資金は10年以内 ※Web申込の場合は、使途に関係なく10年以内
シルバークライフローン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます(事業性資金、投機的資金および遊興費は除きます)。	10万円以上100万円以内 ※但し、前年度年収の50%以内	5年以内
フ リ ー ロ ー ン 「 ス ピ ー ド 」	お使いみちはご自由です。審査結果をスピーディーに回答します。	10万円以上500万円以内	6ヶ月以上10年以内
カードローン「アラカルト」	お使いみちはご自由です。(事業性資金は除きます)。	<b>【極度額】</b> 30万円、50万円、100万円、150万円、 200万円、250万円、300万円、400万円、 500万円、600万円、700万円、800万円	1年毎の自動更新
安 心 ラ イ フ ロ ー ン	お使いみちはご自由です。借換えにもご利用いただけます。	10万円以上500万円以内	10年以内
フ リ ー ロ ー ン 「 ア シ ス ト 5 0 0 」	お使いみちはご自由です(事業性資金は除きます)。	10万円以上500万円以内	6ヶ月以上10年以内

## 各種サービス業務のご案内

2025年6月30日現在

種 類	サ ー ビ ス の 内 容	
自動受取サービス	国民年金、厚生年金、共済年金などの各種年金、給料やボーナス、株式配当金などを、ご指定の預金口座で自動的にお受取りいただけるサービスです。	
自動支払サービス	電気、ガス、水道、電話、NHKなどの各種公共料金や税金、保険料、クレジット利用代金などを、ご指定の預金口座から自動的に決済するサービスです。	
内 国 為 替	全国の金融機関への振込や手形・小切手の取立てにご利用いただけます。	
ク レ ジ ッ ト カ ー ド	しんくみピーターパンカードをはじめ、JCB、VISAなど各種クレジットカードの取扱いをしています。	
iDeCo(イデコ)の取扱い	個人型確定拠出年金(iDeCo)の取扱いをしています。	
国 庫 金 の 取 扱 い	日本銀行の歳入復代理店として、国庫金の取扱いをしています。	
オートリースに係る顧客紹介業務	自動車リース事業・自動車総合管理サービス事業を行う住友三井オートサービス(株)と業務提携しており、オートリースの導入をご希望されるお客様に同社のオートリース商品をご紹介します。	
フラット35に係る顧客紹介業務	フラット35は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する長期固定金利の住宅ローンです。当組合でも取扱っていますが、フラット35を幅広くご利用いただくために適用金利や商品の内容が異なるオリックス・クレジット(株)と業務提携し、同社の商品もご紹介しています。	
キャッシュサービス	当組合のキャッシュカードでMICS提携金融機関(ATMコーナー等に「MICS」表示のある金融機関)やセブン銀行、ゆうちょ銀行、ビューアルツのATMを利用して預金の引き出しと残高照会をすることができます。また、相互入金業務加盟金融機関(ATMコーナー等に「入金ネット」表示のある金融機関)やセブン銀行、ゆうちょ銀行のATMでは、お預け入れいただくことも可能です。(注:当座預金カードほか一部のカードではご利用いただけません。)	
	相互入金サービス	当組合のキャッシュカードで全国の相互入金業務加盟金融機関(信用組合・第二地銀・信用金庫・労働金庫のうちATMコーナー等に「入金ネット」表示のある金融機関)のATMを利用してお預け入れいただくことができるサービスです。また、相互入金業務加盟金融機関のキャッシュカードで当組合のATMを利用してお預け入れいただくことも可能です。(注:当座預金カードほか一部のカードではご利用いただけません。)
	他行カード振込サービス	当組合のキャッシュカードで他行カード振込業務提携金融機関(信用組合、都市銀行、地方銀行、第二地銀、信用金庫、労働金庫)のATMを利用して振込ができるサービスです。また、他行カード振込業務提携金融機関のキャッシュカードで当組合のATMを利用して振込することも可能です。(注:当座預金カードほか一部のカードではご利用いただけません。)
	しんくみお得ネットサービス	「しんくみお得ネット」表示のある提携信用組合間で、平日の8時45分から18時、土曜日の9時から14時の間、ATMによるお引き出しが手数料無料でご利用いただけるサービスです。(注:当座預金カードほか一部のカードではご利用いただけません。)
	デビットカードサービス	デビットカードサービス加盟店(「J-Debit」表示のある店舗)でお買物やお食事などの代金をキャッシュカードによりお支払いいただけるほか、キャッシュアウトや公金の納付ができるサービスです。(注:ローンカードほか一部のカードではご利用いただけません。)
	口座振替受付サービス	当組合と提携している保険会社等の収納機関窓口で、キャッシュカードを提示していただくことにより口座振替契約の申込みができるサービスです。(注:法人カードほか一部のカードではご利用いただけません。)
マルチペイメントネットワークサービス	請求書や納付書にpay-easy(ペイジー)マークのある公共料金、携帯電話料金、自動車税、国民年金保険料やインターネットショッピングの購入代金などをインターネットバンキングを利用してお支払いいただけるサービスです。ご利用にはインターネットバンキングサービスまたはビジネスWebバンキングサービスのご契約が必要となります。	
定額自動送金サービス	あらかじめご指定いただいたお客様の預金口座から、毎月一定の日に一定の金額を、ご指定のお振込先に自動的に振込みするサービスです。家賃のお支払いや仕送りにご利用いただくとたいへん便利です。	
インターネットバンキングサービス	パソコンやスマートフォンを利用して、ご契約口座の残高照会、入出金明細照会、振込(振替)や税金・各種料金等の払込み(ペイジー)がご利用いただけるサービスです。	
ビジネスWebバンキングサービス	パソコンを利用して、ご契約口座の残高照会、入出金明細照会、振込(振替)や税金・各種料金等の払込み(ペイジー)のほか、総合振込(予約扱いのみ)、給与・賞与振込(予約扱いのみ)、でんさいネットサービスなどがご利用いただける法人・個人事業者向けのサービスです。	
しんくみアプリ with CRECO	口座残高や入出金明細をカレンダー形式で確認できる照会系スマートフォンアプリです。クレジットカードや電子マネーを一元管理する機能も付属しており、クレジットカードのWeb請求書の確認や電子マネーの残高管理などもできます。	
A P I サ ー ビ ス	お客様の同意を得たうえで当組合が提携している外部企業と連携し、インターネットバンキングサービスやビジネスWebバンキングサービスの機能の一部やお取引情報を当該外部企業に提供するサービスです。お客様のパスワード等を開示することなく、外部企業が提供する家計簿アプリや会計ソフトサービス等を安全にご利用いただけます。	
QR・バーコード決済業務	QR・バーコード決済事業者が提供する利用者アプリをインストールしたスマートフォンから預金口座の登録を行い、預金口座から料金の支払や利用者アプリへチャージ等を行うサービスです。現在、「Bank Payサービス」、「J-Coin Payサービス」、「Pay Payサービス」を取扱っています。詳しくは当組合のホームページをご覧ください。	
こ たら 送 金 サ ー ビ ス	「Bank Pay」アプリを利用し、スマートフォンで10万円以下の個人間送金ができるサービスで、受取人の口座番号の他にも、携帯電話番号やメールアドレスを指定して送金することもできます。詳しくは当組合のホームページをご覧ください。	
でんさいネットサービス	手形・振込に代わる新しい資金決済サービスです。手形の印紙税や搬送コストが削減できるほか、ペーパーレスですので紛失や盗難の心配がなく、安心・安全にご利用いただけます。	
公共工事前払金預託の取扱い	公共工事の発注者(国、地方自治体等)が、西日本建設業保証(株)の保証を条件として、着工時等に工事代金の一部を請負者に前払いする前払金預託制度の取扱いをしています。	

主な手数料一覧表（為替関係／ATM／両替／金種指定出金／硬貨精査）

2025年6月30日現在

（下記手数料には、消費税10%が含まれています。）

□為替関係手数料

（1件・1通につき）

種	類	金額	当組合 同一支店宛	当組合 本支店宛	他行宛		
振込	窓口利用	電信扱 （総合振込・FD等含む）	5万円未満	220円	220円	605円	
			5万円以上	440円	440円	770円	
		給与・賞与振込 （FD等含む）	一律	無料	110円	110円	
	ATM利用	電信扱	現金	5万円未満	110円	110円	385円
				5万円以上	220円	330円	550円
		カード <sup>（注1）</sup>	5万円未満	無料	110円	385円	
			5万円以上		220円	550円	
	インターネットバンキング	振込・振替 （資金移動）	5万円未満	無料	無料	330円	
			5万円以上			550円	
	ビジネスWebバンキング	振込・振替 （資金移動）	5万円未満	無料	無料	330円	
			5万円以上			550円	
		総合振込 （データ伝送）	5万円未満	無料	無料	330円	
5万円以上					550円		
	給与・賞与振込 （データ伝送）	一律	無料	無料	110円		
自動送金（口座振替） <sup>（注2）</sup>		5万円未満	110円	110円	495円		
		5万円以上	330円	330円	660円		
代金取立	普通扱		無料	無料	660円		
	至急扱				880円		
組戻	振込		330円	330円	660円		
	取立手形 <sup>（注3）</sup>		440円	440円	880円		
不渡返却	取立手形 <sup>（注3）</sup>		440円	440円	880円		
店頭呈示	取立手形 <sup>（注3）</sup>		—	—	880円		
他行向税金取扱手数料（当組合本支店所在地及び西宮市以外の地公体へ納める税金）			—	—	550円		

- （注）1. ATMを利用したカードによる振込につきましては、平日は18時以降、土曜・日曜・祝日は終日、振込手数料のほか別途1件につき110円の取扱手数料が必要となります。  
 なお、この利用日・時間帯は現金による振込の受付はできません。  
 2. 自動送金（口座振替）は、振込手数料のほか別途1件につき1回あたり110円の取扱手数料が必要となります。  
 3. 取立手形の組戻、不渡返却、店頭呈示費用は、所定の手数料を超える場合はその実費をいただきます。

□現金自動機（ATM）ご利用手数料

（1回につき）

利用日	利用時間帯	手数料				
		当組合カード 入金・出金とも	提携信組カード 入金 出金	他行カード <sup>（ゆうちょ除く）</sup> 入金・出金とも	ゆうちょ銀行カード 入金・出金とも	
平日	8:00～8:45	無料	220円		220円	220円
	8:45～18:00		110円	無料	110円	110円
	18:00～21:00		220円		220円	220円
土曜日	8:00～9:00		220円		220円	220円
	9:00～14:00		110円	無料	110円	110円
	14:00～21:00		220円		220円	220円
日曜日・祝日・年始	8:00～21:00	220円		220円	220円	
年末	8:00～21:00	110円		110円	※	

- （注）月曜日～土曜日が祝日となる場合は、祝日の手数料となります。上記の「年始」とは1月1日～3日までです。  
 ※年末のゆうちょ銀行カードによる取扱いは、その日の曜日・時間帯に応じた手数料となります。

□両替手数料／金種指定出金手数料

（1回につき）

お取扱枚数	手数料
1枚～50枚	1日1回まで無料／2回目以降は550円
51枚～500枚	550円
501枚～1,000枚	1,100円
1,001枚以上	500枚毎に550円を加算
両替／金種指定出金のお届け	上記の手数料に330円を追加

- （注）1. 両替手数料のお取扱枚数につきましては、両替前または両替後のいずれか多い方を基準に手数料を計算させていただきます。  
 2. 500枚毎とは500枚未満を含みます。  
 3. 金種指定出金手数料は、金種ご指定の流動性預金払戻しの際に発生します。ただし、1万円券はお取扱枚数に含まれません。  
 4. 両替金または金種をご指定された現金をご持参させていただく場合、両替手数料または金種指定出金手数料とは別に330円の追加料金をいただきます。  
 5. 新券を指定した両替や金種指定出金についても手数料をいただきます。（ただし、1万円券と1万円券の両替を除きます。）  
 6. 同時に複数口に分けてお取引をされる場合は、合算したお取扱枚数に応じた手数料をいただきます。  
 7. 破損・汚損した現金の交換は無料とさせていただきます。

□セブン銀行とのATM提携

当組合のキャッシュカードが全国のセブンイレブン、イトーヨーカドーにあるセブン銀行ATMではば24時間365日ご利用いただけます。（1回につき）

利用日	利用時間帯	手数料
		入金・出金とも
平日	8:45～18:00	無料
土曜日	9:00～14:00	
日曜日・祝日・大晦日・正月三日及び上記以外の時間帯		110円

- （注）1. 通帳によるお取引はできません。  
 2. 残高照会はいつでも無料です。  
 3. 法人カード、当座預金カードはご利用いただけません。

□硬貨精査手数料

（1回につき）

お取扱枚数	手数料
1枚～500枚	1日1回まで無料／2回目以降は550円
501枚～1,000枚	550円
1,001枚以上	500枚毎に550円を加算

- （注）1. 硬貨精査手数料とは、硬貨によるご入金や振込・税金納付等の際に、お取扱枚数に応じていただく手数料のことをいいます。  
 2. 500枚毎とは500枚未満を含みます。  
 3. 同時に複数口に分けてお取引をされる場合は、合算したお取扱枚数に応じた手数料をいただきます。  
 4. 硬貨のご入金と同時に同額のご出金をされる場合は両替とみなし、両替手数料の算出方法で手数料を計算させていただきます。  
 5. 算定後にお手続きを取り止める場合も手数料をいただきます。  
 6. 義援金、寄付金、募金を目的とする振込等の場合は無料とさせていただきます。

主な手数料一覧表（融資関係 / 預金関係 / 顧客情報開示 / その他）

2025年6月30日現在

（下記手数料には、消費税10%が含まれています。）

□融資関係手数料

○不動産担保事務取扱手数料

（1設定契約毎1回につき）

登記内容			手数料
1	新規設定	設定額 5,000万円未満	33,000円
		5,000万円以上1億円未満	55,000円
		1億円以上	77,000円
2	譲受	33,000円	
3	差替		
4	追加設定		
5	極度額増額		
6	極度額減額		
7	譲渡		
8	順位変更		
9	その他変更		
10	抹消(全部・一部)		

(注)1. 当初の担保申請時に建物(建築中あるいは1年以内に建築予定)を追加設定予定である旨の申し出がある場合は、追加設定手数料はいただきません。  
2. 4~10の項目で同時に2項目以上に該当する場合は1項目とします。

○住宅ローンの繰上返済手数料

返済内容		手数料	
一部繰上返済		都度3,300円	
変動金利期間中の全額繰上返済	残存期間	1年未満	無料
		1年以上3年未満	3,300円
		3年以上5年未満	7,700円
		5年以上10年未満	11,000円
		10年以上	22,000円
固定金利期間中の全額繰上返済	返済額	100万円未満	無料
		100万円以上500万円未満	11,000円
		500万円以上1,000万円未満	22,000円
		1,000万円以上5,000万円未満	33,000円
		5,000万円以上	44,000円

(注)住宅ローンには賃貸住宅ローンを含みます。

○証書貸付の繰上返済手数料

返済内容		手数料	
一部繰上返済		都度5,500円	
全額繰上返済	返済額	500万円以下	無料
		500万円超1,000万円以下	11,000円
		1,000万円超5,000万円以下	33,000円
		5,000万円超	55,000円

(注)1. 住宅ローンについては、上記の「住宅ローンの繰上返済手数料」欄に記載の手数料となります。  
2. 証書貸付商品の種類等により手数料をいただかない場合もあります。

○証書貸付の条件変更にかかる手数料

（1契約毎1回につき）

条件変更項目		手数料
1	貸出利率	無料
2	保証人(追加・解除)	
3	上記以外の条件変更・金利形態変更	5,500円

(注)上記の住宅ローンの一部繰上返済又は証書貸付の一部繰上返済に伴う返済期日の短縮については、条件変更にかかる手数料はいただきません。但し、約定返済額等が変更となる場合を除きます。

○債務保証の保証書発行手数料

（1件・1枚につき）

保証金額	手数料
100万円未満	3,300円
100万円以上500万円未満	5,500円
500万円以上1,000万円未満	11,000円
1,000万円以上	16,500円

○その他の融資関係手数料

（1件・1枚につき）

項目	手数料
融資残高証明書発行	550円
融資証明書発行	11,000円
支払利息証明書発行	550円
確定日付取得に関する手数料	1,100円
フラット35取扱	55,000円

□預金関係手数料

○当座勘定関係手数料

項目	手数料
約束手形帳発行(1冊50枚)	1,100円
為替手形帳発行(1冊20枚)	1,100円
小切手帳発行(1冊50枚)	660円
マル専口座開設	3,300円
マル専口座専用手形用紙(1枚)	550円

○発行・再発行手数料

（1枚・1冊につき）

項目	手数料	
発行	預金残高証明書	550円
	各種証明書(融資証明書を除く)	
	自己宛小切手	
	当座預金通帳 当座預金カード	
再発行	預金通帳・証書	1,100円
	キャッシュカード	
	ローンカード	
	ハードウェアトークン	

□顧客情報開示手数料

項目	手数料
氏名・住所・生年月日・電話番号・口座番号・取引口座	一括して1,100円
預金残高、借入残高、取引明細(口座毎)	各1,100円
その他(上記以外)	1項目毎1,100円

(注)郵送による交付の場合は、上記手数料に660円を加算させていただきます。

□その他の手数料

項目	手数料
自動送金(口座振替)サービス1件につき1回あたり	110円
ビジネスWebバンキングサービス(月額基本料)	1,100円
ハードウェアトークン追加発行(1個につき年額)	1,100円
インターネットバンキングサービス(月額基本料)	無料
未利用口座管理手数料(年間) (注)	1,320円

(注)未利用口座管理手数料は、2年以上未利用かつ、残高が1万円未満の普通預金口座(無利息型・総合口座を含む)を未利用口座として取扱いさせていただきます。口座維持・管理にかかる手数料をご負担いただくものです。手数料は口座から引落しさせていただきます。口座の残高が所定の手数料金額に満たない場合は、残高全額を手数料に充当したうえで、未利用口座を自動解約させていただきます。なお、口座残高以上のご負担および自動解約させていただいた後のお客様のお手続きは一切ございません。

2025年3月期の業績概況

■預金・積金

少子高齢化や人口減少などの地域特性がありながらも、多様化する顧客ニーズを把握し、渉外担当者による訪問活動などを通じたきめ細かなサービスの充実に努めました。また、地域貢献の一環として実施した特別定期預金の取り扱いなどにより、期末残高は263,606百万円となりました。

■損益状況

厳しい市場環境の下、収益力強化のため資金の効率的運用やコストの削減等に努力いたしました結果、資産の健全化を図るための適正な貸倒引当金の引当を実施したうえでの経常利益は554百万円、当期純利益は452百万円となりました。

■貸出金

物価の上昇や人口減少等の要因により地域経済が停滞する中、中小企業・小規模事業者の事業性評価に積極的に取り組みながら、コロナ後の伴走型支援や創業・新事業開拓支援、取引先企業の経営改善・事業再生・業種転換等への支援に尽力いたしました結果、期末残高は113,853百万円となりました。

■組合員・出資金

期末組合員数は32,315人となり、出資金は1,300百万円となりました。

財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額	
	2024年3月31日現在	2025年3月31日現在
(資産の部)		
現金	1,924,431	2,685,927
預 け 金	77,983,372	75,838,463
有 価 証 券	92,406,904	85,329,375
国 債	9,370,770	7,491,590
地 方 債	7,860,254	7,348,078
社 債	50,052,721	50,404,955
株 式	199,853	224,601
その他の証券	24,923,303	19,860,149
貸 出 金	112,330,096	113,853,699
割 引 手 形	438,284	251,449
手 形 貸 付	5,433,603	5,061,316
証 書 貸 付	104,699,557	106,867,959
当 座 貸 越	1,758,650	1,672,974
そ の 他 資 産	1,881,094	2,107,088
未 決 済 為 替 貸	38,601	17,745
全信組連出資金	1,111,000	1,111,000
前 払 費 用	10	81
未 収 収 益	276,102	349,260
そ の 他 の 資 産	455,378	629,002
有 形 固 定 資 産	1,694,727	1,689,019
建 物	156,044	180,510
土 地	1,436,268	1,420,728
リ ー ス 資 産	35,805	14,995
その他の有形固定資産	66,608	72,785
無 形 固 定 資 産	22,060	23,596
ソ フ ト ウ ェ ア	13,874	15,410
その他の無形固定資産	8,185	8,185
繰 延 税 金 資 産	232,085	211,110
債 務 保 証 見 返	382,478	893,815
貸 倒 引 当 金	△ 1,097,610	△ 1,031,538
(うち個別貸倒引当金)	(△ 915,533)	(△ 939,192)
資 産 の 部 合 計	287,759,640	281,600,558

科 目	金 額	
	2024年3月31日現在	2025年3月31日現在
(負債の部)		
預 金 積 金	265,803,516	263,606,252
当 座 預 金	7,669,007	6,110,715
普 通 預 金	75,628,572	76,615,380
貯 蓄 預 金	21,252	19,587
通 知 預 金	478,579	786,479
定 期 預 金	175,862,570	174,007,977
定 期 積 金	5,566,137	5,110,982
そ の 他 の 預 金	577,395	955,130
借 用 金	6,400,000	4,000,000
借 入 金	6,400,000	4,000,000
そ の 他 負 債	611,687	741,159
未 決 済 為 替 借	44,330	25,476
未 払 費 用	226,649	300,929
給 付 補 填 備 金	1,280	1,254
未 払 法 人 税 等	22,254	26,961
前 受 収 益	49,500	68,953
払 戻 未 済 金	1,574	4,294
職 員 預 り 金	209,264	199,538
リ ー ス 債 務	35,805	14,995
そ の 他 の 負 債	21,027	98,756
賞 与 引 当 金	60,742	60,885
退 職 給 付 引 当 金	514,561	460,799
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	61,514	68,214
そ の 他 の 引 当 金	45,823	43,896
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	104,739	104,739
債 務 保 証	382,478	893,815
負 債 の 部 合 計	273,985,062	269,979,761
(純資産の部)	2024年3月31日現在	2025年3月31日現在
出 資 金	1,304,519	1,300,463
普 通 出 資 金	1,304,519	1,300,463
利 益 剰 余 金	12,823,656	13,215,553
利 益 準 備 金	1,302,357	1,304,519
そ の 他 利 益 剰 余 金	11,521,298	11,911,034
特 別 積 立 金	10,150,000	10,550,000
(うち経営安定化積立金)	(4,600,000)	(5,000,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,371,298	1,361,034
組 合 員 勘 定 合 計	14,128,175	14,516,016
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 431,649	△ 2,982,028
土 地 再 評 価 差 額 金	78,052	86,808
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 353,597	△ 2,895,219
純 資 産 の 部 合 計	13,774,577	11,620,796
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	287,759,640	281,600,558



淡路市 水仙の丘

貸借対照表注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
- デリバティブ取引の評価は時価法により行っています。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っています。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しています。
 

○再評価を行った年月日	平成14年3月31日
○当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	992百万円
○当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	1,183百万円
○同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出

○同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 780百万円
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法を採用しています。また、主な耐用年数は次のとおりです。
 

○建物	3年～50年
○その他	2年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しています。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当を行っています。全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び本部審査部が第1次・2次の査定を実施し、当該部署から独立した本部監査部が第3次査定を行い、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,138百万円です。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）を採用しています。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
 

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）	
年金資産の額	249,416百万円
年金財政計算上の数理債務の額	211,033百万円
差引額	38,382百万円
(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）	1.509%
(3) 補足説明	
年金財政計算上の過去勤務債務残高は9,895百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金19百万円を費用処理しています。	
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しています。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しています。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 

貸倒引当金	1,031百万円
-------	----------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8に記載しています。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 収益の計上方法について、役員取等収益は役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」、「その他の手数料」、「その他の役員取等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。為替業務及びその他の役員取等に係る履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しています。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によります。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行って計上しています。

- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の契約は、他の資産等と区分表示していません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりです。
 

契約資産	一百万円
顧客との契約から生じた債権	349百万円
契約負債	68百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,481百万円
- 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しています。協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりです。なお、債権は貸出金、その他の資産中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。
 

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,929百万円
危険債権額	4,026百万円
三月以上延滞債権額	0百万円
貸出条件緩和債権額	381百万円
合計額	6,338百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の貸出、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。なお、債権額は貸倒引当金控除前の金額です。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しています。手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、251百万円です。
- 担保に提供している資産は、次のとおりです。
 

担保提供している資産	預け金 20,600百万円	有価証券 一百万円
担保資産に対応する債務	借入金 4,000百万円	

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店取引のために預け金6,057百万円を担保として提供しています。
- 出資1口当たりの純資産額は4,467円94銭です。
- 金融商品の状況に関する事項
  - 金融商品に対する取組方針
 

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っています。そのため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。
  - 金融商品の内容及びそのリスク
 

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されています。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されています。
  - 金融商品に係るリスク管理体制
    - 信用リスクの管理
 

当組合は与信信用リスク管理規程等に基づき、貸出金について個別案件ごとの貸出審査、大口貸出先、業種別貸出状況等他、問題債権への対応など信用リスク管理に関する体制を整備し、運営しています。

これら信用リスクの管理は、各営業店のほか審査部が行っていますが、特に大口貸出先・問題債権先については経営陣等で構成された特別審査委員会を6ヵ月毎に開催し、与信管理に努めています。また、経営会議、理事会にも定期的に報告のうえ審議等を行っています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において信用情報や時価を定期的に把握することにより管理しています。
    - 市場リスクの管理
      - 金利リスク、為替リスク、株価リスクの管理
 

当組合は、市場リスク管理規程に基づき変動リスクを管理しています。市場リスク管理規程の要領において、円金利、外貨金利、為替、株価による感応度や最大予想損失額VaRの算出等により管理しています。また、算出したリスクを毎月経営会議に報告のうえ、対応等につき協議しています。
      - 価格変動リスクの管理
 

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用基準、年度運用方針に基づき行っています。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っています。また、これらの情報を経営会議に報告のうえ、対応等につき協議しています。
      - 市場リスクに係る定量的情報
 

当組合では「有価証券」のうち市場価格に基づく価額がある商品の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、算出したリスク量を毎月経営会議に報告のうえ、対応等につき協議しています。

当組合のVaRは分散・共分散法（保有期間240日、信頼区間99%、観測期間5年）にて算出しており、令和7年3月31日現在の市場リスク量は2,632百万円です。なお、当組合ではバックテスト（1日のVaRと1日の期間損益の比較）を実施し、モデルの正当性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、前提条件や算定方法等によって異なる値となります。また、その値は前提条件等に基づいて算定した統計的な値であり、最大損失額の予測を意図するものではありません。さらに、将来の市場の状況は過去とは大幅に異なることがあり、通常では考えられないほど市場が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
    - 資金調達に係る流動性リスクの管理
 

当組合はALMを通して、適時に資金管理を行うほか、支払準備残高管理、大口資金移動連絡等により流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。  
なお、一部の金融商品のうち貸出金、預金積金、預け金については簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しています。

24. 金融商品の時価等に関する事項  
令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めていません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

(単位：百万円)

金融資産	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	75,838	75,803	△34
うち譲渡性預け金	—	—	—
(2) 有価証券	85,262	85,262	—
その他有価証券 (*2)	85,262	85,262	—
(3) 貸出金 (*1)	113,853	114,524	670
貸倒引当金 (*3)	△1,031	△1,031	—
	112,822	113,493	670
金融資産計	273,923	274,559	636
金融負債	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預金積金 (*1)	263,606	262,477	△1,128
(2) 借入金 (*1)	4,000	4,000	—
金融負債計	267,606	266,477	△1,128

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれています。  
(\*2) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針31号 令和3年6月17日）第24-3項及び24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。  
(\*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、市場金利で割引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格又は証券会社から提示された参考時価によります。債券は取引所の価格又は売買参考統計値、各証券会社から提示された参考時価によります。投資信託は、市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしています。  
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項は25.から27.に記載しています。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しています。  
① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権についてはその帳簿価額としています。  
② ①以外、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利 (OIS) で割引いた価額を時価とみなしています。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利 (OIS) で割引いた価額を時価とみなしています。

(2) 借入金

借入金については、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	66
組合出資金 (*2)	1,111
合 計	1,178

(\*1) 非上場株式及び組合出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。  
(\*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金 (*1)	53,538	21,300	1,000	—
有価証券 (*1)	10,090	32,161	22,843	16,888
その他有価証券のうち満期があるもの	10,090	32,161	22,843	16,888
貸出金 (*1)	8,523	15,455	30,535	57,675
合 計	72,153	68,917	54,378	74,564

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越は含めていません。また、預け金及び有価証券のうち、期間の定めがないものは含めていません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金 (*1)	205,356	58,249	—	—
借入金	4,000	—	—	—
合 計	209,356	58,249	—	—

(\*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めています。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれています。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。
- (4) その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	139	76	62
	債 券	4,615	4,600	15
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	4,615	4,600	15
	そ の 他	5,048	4,633	415
	小 計	9,803	9,310	493
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	18	22	△3
	債 券	60,629	63,162	△2,533
	国 債	7,491	8,155	△663
	地方債	7,348	7,662	△314
	社 債	45,789	47,345	△1,555
	そ の 他	14,811	15,749	△937
	小 計	75,459	78,934	△3,475
合 計		85,262	88,244	△2,982

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価を計上しています。

2. その他保有目的の債券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比し下落している場合、今後更なる信用リスクの増大が予想される場合には、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理しています。

26. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりです。(単位：百万円)

売 却 額	売 却 益	売 却 損
938	34	119

27. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりです。(単位：百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	7,389	21,704	20,096	15,460
国 債	—	—	3,797	3,694
地方債	1,698	—	2,904	2,745
社 債	5,691	21,704	13,395	9,020
投資信託	501	1,352	638	—
そ の 他	2,199	9,104	2,108	1,428
合 計	10,090	32,161	22,843	16,888

28. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,882百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが2,112百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる条件が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

29. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金損算入限度額超過額	253
退職給付引当金損算入限度額超過額	128
その他有価証券評価差額金	831
減価償却損算入限度額超過額	63
減損損失	48
その他	76
繰延税金資産小計	1,401
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,190
評価性引当額小計	△1,190
繰延税金資産合計	211
繰延税金資産の純額	211

30. 追加情報

当組合は、店舗の不動産賃貸借契約に基づき、店舗閉鎖時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来においても店舗を閉鎖する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	2023 年度	2024 年度
経 常 収 益	3,288,285	3,531,147
資 金 運 用 収 益	2,987,787	3,245,925
貸 出 金 利 息	1,911,317	2,047,752
預 け 金 利 息	113,796	185,405
有価証券利息配当金	924,399	975,236
その他の受入利息	38,273	37,531
役務取引等収益	152,442	159,458
受入為替手数料	54,650	55,340
その他の役務収益	97,792	104,117
その他業務収益	21,355	41,017
国債等債券売却益	15,994	34,352
国債等債券償還益	—	348
その他の業務収益	5,360	6,316
その他経常収益	126,699	84,745
貸倒引当金戻入益	—	40,671
償却債権取立益	22,849	1,745
株式等売却益	56,734	497
その他の経常収益	47,115	41,831
経 常 費 用	2,834,123	2,976,604
資金調達費用	121,050	229,600
預 金 利 息	118,346	227,377
給付補填備金繰入額	1,186	1,153
借 用 金 利 息	31	50
その他の支払利息	1,486	1,017
役務取引等費用	264,213	277,950
支払為替手数料	14,918	15,597
その他の役務費用	249,295	262,352
その他業務費用	121,130	173,003
国債等債券売却損	68,027	118,835
国債等債券償却	743	761
その他の業務費用	52,359	53,405
経 費	2,246,898	2,215,110
人 件 費	1,552,187	1,525,137
物 件 費	676,326	671,997
税 金	18,385	17,975
その他経常費用	80,830	80,938
貸倒引当金繰入額	27,705	—
株式等売却損	—	345
株式等償却	—	1,424
その他資産償却	3,588	4,322
その他の経常費用	49,535	74,846
経 常 利 益	454,161	554,543
特 別 損 失	3,531	20,365
固定資産処分損	810	4,787
減 損 損 失	2,720	15,578
税引前当期純利益	450,630	534,177
法人税・住民税及び事業税	47,903	60,998
法人税等調整額	△ 55,332	20,974
法人税等合計	△ 7,429	81,973
当 期 純 利 益	458,060	452,204
繰越金(当期首残高)	913,238	917,586
土地再評価差額金取崩額	—	△ 8,755
当期末処分剰余金	1,371,298	1,361,034

## 損益計算書注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
- 出資1口当たりの当期純利益は173円31銭です。
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示していません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は159百万円です。
- 収益を理解するための基礎となる情報は以下のとおりです。  
顧客との契約から生じる収益の主なものは融資業務(債務保証を含む)や為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)であり、これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しています。融資業務(債務保証を含む)のサービス期間に対応して生じる収益については、前受収益を計上し利用期間に按分しています。
- 次の固定資産の資産グループについては、赤字の継続により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価格を回収可能価格まで減損し、当該減少額15百万円を減損損失として特別損失に計上しています。

場 所	用 途	種 類	減損損失(千円)
兵庫県洲本市	—	土地	2,682
兵庫県淡路市	店舗外現金自動設備	土地・建物	480(内土地442)
兵庫県南あわじ市	営業店舗	土地	11,667
兵庫県宍粟市	営業店舗	土地	747

## 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	2023年度	2024年度
当期末処分剰余金	1,371,298	1,361,034
剰 余 金 処 分 額	453,712	451,707
出資に対する配当金	51,551 (年4%)	51,707 (年4%)
利 益 準 備 金	2,161	—
経営安定化積立金	400,000	400,000
繰越金(当期末残高)	917,586	909,326

## 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の2024年4月1日から2025年3月31日までの第73期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

2025年6月25日

淡 陽 信 用 組 合  
理事長 太田 光彦

## 法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用協同組合等」に該当していますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「なごさ監査法人」の監査を受けています。

業務粗利益及び業務純益等 (単位：千円、%)

項目	2023年度	2024年度
資金運用収益	2,987,787	3,245,925
資金調達費用	121,050	229,600
資金運用収支	2,866,737	3,016,325
役務取引等収益	152,442	159,458
役務取引等費用	264,213	277,950
役務取引等収支	△ 111,770	△ 118,492
その他業務収益	21,355	41,017
その他業務費用	121,130	173,003
その他の業務収支	△ 99,775	△ 131,985
業務粗利益	2,655,190	2,765,847
業務粗利益率	0.88%	0.95%
業務純益	310,188	562,611
実質業務純益	418,892	562,611
コア業務純益	471,668	647,507
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	469,742	615,247

(注) 1. 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

経費の内訳 (単位：千円)

項目	2023年度	2024年度
人件費	1,552,187	1,525,137
報酬給料手当	1,250,236	1,259,757
退職給付費用	91,221	52,816
その他	210,730	212,564
物件費	676,326	671,997
事務費	335,065	343,709
固定資産費	140,048	137,211
事業費	45,558	46,978
人事厚生費	13,367	13,110
減価償却費	100,458	89,262
その他	41,827	41,726
税金	18,385	17,975
経費合計	2,246,898	2,215,110

受取利息及び支払利息の増減 (単位：千円)

項目	2023年度	2024年度
受取利息の増減	28,086	258,138
支払利息の増減	55	108,549

その他業務収益の内訳 (単位：千円)

項目	2023年度	2024年度
国債等債券売却益	15,994	34,352
国債等債券償還益	—	348
その他の業務収益	5,360	6,316
その他業務収益合計	21,355	41,017

役務取引の状況 (単位：千円)

項目	2023年度	2024年度
役務取引等収益	152,442	159,458
受入為替手数料	54,650	55,340
その他の受入手数料	96,620	99,273
その他の役務取引等収益	1,171	4,844
役務取引等費用	264,213	277,950
支払為替手数料	14,918	15,597
その他の支払手数料	538	368
その他の役務取引等費用	248,756	261,984

報酬体系

1. 対象役員

当組合では理事全員及び監事全員(非常勤を含みます。)の報酬体系を開示しています。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。そのうえで、各理事の役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事長が決定しています。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

- a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	59	150
監事	10	20
合計	69	170

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事11名、監事4名です。(退任役員を含みます。)

3. 使用人兼務理事5名の使用人分の報酬は、21百万円です。

4. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、監事5百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

2. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っています。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
経 常 収 益	3,282,668	3,236,823	3,255,581	3,288,285	3,531,147
経 常 利 益	385,318	400,303	474,029	454,161	554,543
当 期 純 利 益	351,046	325,351	375,554	458,060	452,204
預 金 積 金 残 高	257,864,837	264,025,331	266,279,552	265,803,516	263,606,252
貸 出 金 残 高	108,723,518	111,223,921	112,729,872	112,330,096	113,853,699
有 価 証 券 残 高	94,189,448	94,532,591	96,429,369	92,406,904	85,329,375
総 資 産 額	313,411,754	316,045,224	291,498,978	287,759,640	281,600,558
純 資 産 額	15,585,275	15,082,435	13,714,334	13,774,577	11,620,796
自己資本比率(単体)	11.03 %	11.03 %	11.47 %	11.87 %	11.96 %
出 資 総 額	1,298,141	1,302,357	1,299,675	1,304,519	1,300,463
出 資 総 口 数	2,596,283 口	2,604,715 口	2,599,351 口	2,609,038 口	2,600,927 口
出資に対する配当金	51,382	51,574	51,531	51,551	51,707
職 員 数	289 人	272 人	265 人	262 人	253 人

(注) 残高計数は期末日現在のものです。「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しています。

預貸率及び預証率の期末値及び期中平均値 (単位：%)

区 分	2023 年度	2024 年度	
預 貸 率	(期 末)	42.26	43.19
	(期中平均)	39.15	40.28
預 証 率	(期 末)	34.77	32.37
	(期中平均)	33.53	32.76

貸倒引当金の内訳 (単位：千円)

項 目	2023 年度		2024 年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	182,077	108,703	92,345	△ 89,731
個 別 貸 倒 引 当 金	915,533	△ 86,979	939,192	23,658
合 計	1,097,610	21,723	1,031,538	△ 66,072

貸出金償却額 (単位：千円)

項 目	2023 年度	2024 年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

有価証券の時価等情報

(単位：百万円)

- 売買目的有価証券 該当ありません。
- 満期保有目的の債券 該当ありません。
- 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの 該当ありません。

● その他有価証券

区 分	種 類	2023 年度末			2024 年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	129	62	67	139	76	62
	債 券	27,941	27,329	612	4,615	4,600	15
	国 債	5,327	5,233	93	—	—	—
	地 方 債	5,621	5,399	222	—	—	—
	社 債	16,992	16,695	296	4,615	4,600	15
	そ の 他	12,055	11,356	698	5,048	4,633	415
	小 計	40,126	38,748	1,378	9,803	9,310	493
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	3	4	△ 1	18	22	△ 3
	債 券	39,342	40,456	△ 1,113	60,629	63,162	△ 2,533
	国 債	4,043	4,342	△ 299	7,491	8,155	△ 663
	地 方 債	2,238	2,364	△ 126	7,348	7,662	△ 314
	社 債	33,060	33,748	△ 687	45,789	47,345	△ 1,555
	そ の 他	12,868	13,562	△ 694	14,811	15,749	△ 937
	小 計	52,213	54,023	△ 1,809	75,459	78,934	△ 3,475
合 計		92,340	92,771	△ 431	85,262	88,244	△ 2,982

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいています。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めていません。

● 市場価格のない株式等及び組合出資金

種 類	2023 年度末	2024 年度末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	66	66
組 合 出 資 金	1,112	1,111
合 計	1,179	1,178

- (注) 1. 非上場株式及び組合出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。  
 2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。  
 3. 当該事業年度において、組合出資金において1百万円減損処理を行っています。

デリバティブ取引等

該当ありません。

金銭の信託

該当ありません。

## 経営指標

### 資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高等 (単位：千円、%)

項目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	2023年度	301,019,123	2,987,787	0.99
	2024年度	292,011,529	3,245,925	1.11
うち 貸出金	2023年度	110,663,403	1,911,317	1.73
	2024年度	112,537,406	2,047,752	1.82
うち 金融機関貸付等	2023年度	9,000,000	60,939	0.68
	2024年度	9,000,000	60,648	0.67
うち 預け金	2023年度	94,481,327	113,796	0.12
	2024年度	86,855,942	185,405	0.21
うち 有価証券	2023年度	94,763,392	924,399	0.98
	2024年度	91,507,180	975,236	1.07
資金調達勘定	2023年度	290,576,908	121,050	0.04
	2024年度	281,510,005	229,600	0.08
うち 預金積金	2023年度	282,657,250	119,532	0.04
	2024年度	279,359,386	228,531	0.08
うち 譲渡性預金	2023年度	—	—	—
	2024年度	—	—	—
うち 借入金	2023年度	7,640,226	31	0.00
	2024年度	1,911,232	50	0.00

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(2023年度 787百万円、2024年度908百万円)を控除して表示しています。

### 総資金利鞘等 (単位：%)

区分	2023年度	2024年度
資金運用利回(a)	0.99	1.11
資金調達原価率(b)	0.81	0.86
総資金利鞘(a-b)	0.18	0.25

### 総資産利益率 (単位：%)

区分	2023年度	2024年度
総資産経常利益率	0.15	0.19
総資産当期純利益率	0.15	0.15

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

### 職員1人当たりの預金及び貸出金残高 (単位：千円)

区分	2023年度末	2024年度末
職員1人当たりの預金残高	1,014,517	1,041,921
職員1人当たりの貸出金残高	428,740	450,014

### 1店舗当たりの預金及び貸出金残高 (単位：千円)

区分	2023年度末	2024年度末
1店舗当たりの預金残高	12,081,978	11,982,102
1店舗当たりの貸出金残高	5,105,913	5,175,168

## 資金調達

### 預金種目別平均残高 (単位：千円、%)

項目	2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	98,468,451	34.84	98,694,286	35.33
定期性預金	183,852,697	65.04	180,293,198	64.54
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	336,102	0.12	371,901	0.13
合計	282,657,250	100.00	279,359,386	100.00

### 定期預金種類別残高 (単位：千円)

区分	2023年度末	2024年度末
固定金利定期預金	175,855,062	174,001,773
変動金利定期預金	7,507	6,203
合計	175,862,570	174,007,977

## 資金運用

### 貸出金利区分別残高 (単位：千円)

区分	2023年度末	2024年度末
固定金利貸出	68,034,608	70,055,856
変動金利貸出	44,295,488	42,959,978
合計	112,330,096	113,015,835

### 預金者別預金残高 (単位：千円、%)

区分	2023年度末		2024年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	217,085,298	81.67	216,203,674	82.02
法人等	48,718,217	18.33	47,402,578	17.98
一般法人	38,930,857	14.65	38,249,352	14.51
金融機関	388,472	0.15	244,369	0.09
公金	6,010,652	2.26	5,510,317	2.09
その他	3,388,236	1.27	3,398,540	1.29
合計	265,803,516	100.00	263,606,252	100.00

(注) 「その他」とは、非課税法人及び任意団体です。

### 財形貯蓄残高 (単位：千円)

項目	2023年度末	2024年度末
財形貯蓄残高	50,243	47,530

### 消費者ローン・住宅ローン残高 (単位：千円、%)

項目	2023年度末		2024年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	5,681,042	38.77	5,880,755	40.33
住宅ローン	8,970,825	61.23	8,701,648	59.67
合計	14,651,867	100.00	14,582,403	100.00

貸出金種類別平均残高 (単位：千円、%)

項目	2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	313,452	0.28	266,689	0.24
手形貸付	3,904,180	3.53	4,265,818	3.79
証書貸付	104,651,364	94.57	106,330,540	94.48
当座貸越	1,794,405	1.62	1,674,357	1.49
合計	110,663,403	100.00	112,537,406	100.00

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 (単位：千円、%)

区分		金額	構成比	債務保証見返額	
					2023年度末
当組合預金積金	2023年度末	3,198,042	2.85	—	
	2024年度末	2,973,279	2.61	—	
有価証券	2023年度末	—	—	—	
	2024年度末	—	—	—	
動産	2023年度末	76,125	0.07	—	
	2024年度末	71,250	0.06	—	
不動産	2023年度末	29,242,188	26.03	53,800	
	2024年度末	29,118,752	25.58	46,600	
その他	2023年度末	—	—	—	
	2024年度末	—	—	—	
小計	2023年度末	32,516,356	28.95	53,800	
	2024年度末	32,163,281	28.25	46,600	
信用保証協会・信用保険	2023年度末	40,904,151	36.41	—	
	2024年度末	38,821,030	34.10	—	
保証	2023年度末	17,537,933	15.61	85,040	
	2024年度末	21,468,647	18.85	66,135	
信用	2023年度末	21,371,655	19.03	243,637	
	2024年度末	21,400,740	18.80	781,080	
合計	2023年度末	112,330,096	100.00	382,478	
	2024年度末	113,853,699	100.00	893,815	

貸出金使途別残高 (単位：千円、%)

区分	2023年度末		2024年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	67,465,473	60.06	68,945,235	60.56
設備資金	44,864,623	39.94	44,908,464	39.44
合計	112,330,096	100.00	113,853,699	100.00

貸出金業種別残高・構成比 (単位：千円、%)

業種別	2023年度末		2024年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	5,377,600	4.79	4,970,272	4.37
農業、林業	511,483	0.45	449,910	0.40
漁業	746,208	0.66	713,659	0.63
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	7,759,058	6.91	7,319,115	6.43
電気・ガス・熱供給・水道業	1,177,273	1.05	1,093,282	0.96
情報通信業	52,682	0.05	44,673	0.04
運輸業、郵便業	2,657,218	2.37	2,762,066	2.43
卸売業、小売業	8,790,307	7.83	8,222,674	7.22
金融業、保険業	9,004,038	8.02	9,002,416	7.91
不動産業	33,723,853	30.02	38,014,167	33.39
物品賃貸業	38,136	0.03	27,420	0.02
学術研究、専門・技術サービス業	1,421,069	1.26	1,325,709	1.16
宿泊業	2,446,701	2.18	2,457,235	2.16
飲食業	2,271,476	2.02	2,087,872	1.83
生活関連サービス業、娯楽業	3,046,621	2.71	2,889,519	2.54
教育、学習支援業	38,706	0.03	36,924	0.03
医療、福祉	211,319	0.19	187,319	0.16
その他のサービス	3,386,701	3.01	2,956,583	2.60
その他の産業	86,526	0.08	82,640	0.07
小計	82,746,982	73.66	84,643,463	74.35
地方公共団体	11,456,923	10.20	11,637,499	10.22
個人(住宅・消費・納税資金等)	18,126,191	16.14	17,572,736	15.43
合計	112,330,096	100.00	113,853,699	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

有価証券種類別残存期間別残高 (単位：千円)

区分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	2023年度末	2,004,400	—	784,080	6,582,290	—	9,370,770
	2024年度末	—	—	3,797,000	3,694,590	—	7,491,590
地方債	2023年度末	—	1,707,310	651,318	5,501,626	—	7,860,254
	2024年度末	1,698,440	—	2,904,408	2,745,230	—	7,348,078
短期社債	2023年度末	—	—	—	—	—	—
	2024年度末	—	—	—	—	—	—
社債	2023年度末	4,906,454	19,946,188	13,157,880	11,449,939	592,260	50,052,721
	2024年度末	5,691,516	21,704,197	13,395,480	9,020,721	593,040	50,404,955
株式	2023年度末	—	—	—	—	199,853	199,853
	2024年度末	—	—	—	—	224,601	224,601
外国証券	2023年度末	5,318,672	9,220,061	2,954,691	1,594,042	—	19,087,466
	2024年度末	2,199,712	9,104,975	2,108,114	1,428,450	—	14,841,251
その他の証券	2023年度末	—	2,293,078	231,100	545,920	2,765,739	5,835,837
	2024年度末	501,200	1,352,522	638,320	—	2,526,856	5,018,898
合計	2023年度末	12,229,526	33,166,638	17,779,069	25,673,818	3,557,853	92,406,904
	2024年度末	10,090,868	32,161,694	22,843,322	16,888,992	3,344,498	85,329,375

有価証券種類別平均残高 (単位：千円、%)

区分	2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	9,944,638	10.50	8,484,511	9.40
地方債	7,821,549	8.25	7,660,394	8.49
短期社債	—	—	—	—
社債	50,510,224	53.30	51,908,454	57.50
株式	179,155	0.19	167,675	0.18
外国証券	20,603,230	21.74	16,869,484	18.69
その他の証券	5,704,595	6.02	5,180,853	5.74
合計	94,763,392	100.00	90,271,373	100.00

(注) 当組合は商品有価証券を保有していません。



南あわじ市 福良シークレット花火

## 貸出金の分類

### 協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、％）

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保 全 率 (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / ((A)-(B))
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2023年度	2,103	1,279	823	2,103	100.00	100.00
	2024年度	1,929	1,087	841	1,929	100.00	100.00
危 険 債 権	2023年度	3,562	3,379	91	3,470	97.43	50.00
	2024年度	4,026	3,831	97	3,928	97.58	50.00
要 管 理 債 権	2023年度	473	139	73	212	44.97	21.97
	2024年度	382	70	36	106	27.84	11.54
三月以上延滞債権	2023年度	0	—	0	0	15.50	15.50
	2024年度	0	—	0	0	9.41	9.41
貸出条件緩和債権	2023年度	472	139	73	212	45.02	21.99
	2024年度	381	70	35	106	27.87	11.54
小 計	2023年度	6,139	4,798	988	5,787	94.26	73.74
	2024年度	6,338	4,989	975	5,965	94.11	72.32
正 常 債 権	2023年度	106,678					
	2024年度	108,499					
合 計	2023年度	112,817					
	2024年度	114,838					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を除いて計上しています。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の貸出金、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

## その他業務

### 代理貸付残高の内訳

（単位：千円）

区 分	2023年度末	2024年度末
全国信用協同組合連合会	138,764	112,688
株式会社日本政策金融公庫	379	235
独立行政法人住宅金融支援機構	1,100,232	935,441
独立行政法人勤労者退職金共済機構	17,409	16,641
独立行政法人福祉医療機構	49,000	42,869
そ の 他	21,300	21,550
合 計	1,327,086	1,129,425

### 内国為替取扱実績

（単位：件、百万円）

区 分	2023年度		2024年度		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
送金・振込	他の金融機関向け	108,028	99,811	111,135	103,443
	他の金融機関から	235,225	145,648	238,144	150,804
代金取立	他の金融機関向け	9	18	5	16
	他の金融機関から	23	10	9	2
合 計	343,285	245,488	349,293	254,267	

リスク管理態勢

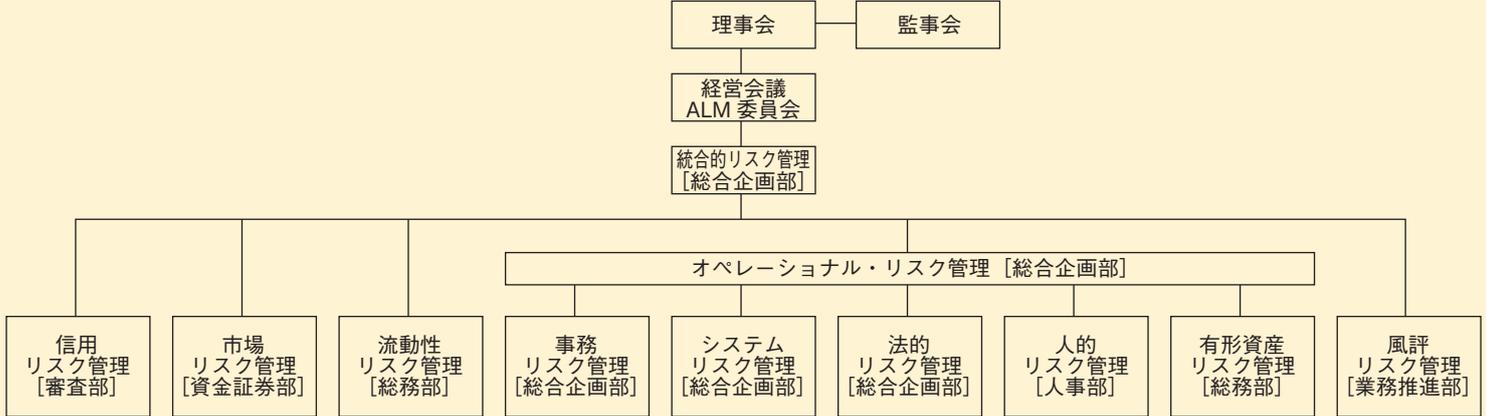
金融の自由化・国際化の進展や金融技術の高度化に伴い、金融機関の抱えるリスクは多様化・複雑化しており、金融機関経営にとってリスク管理の重要性はますます高まっています。

こうした経営環境を踏まえ、当組合は直面する各種リスクを適切に管理し、経営の健全性を維持するため、「リスク管理態勢の強化」を経営の重点施策として位置づけ、「リスク管理基本方針」のもとに「健全性の維持」と「収益性の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しています。

1. リスク管理態勢

当組合では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置づけ、主要なリスクである「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」、「風評リスク」についてそれぞれ管理部署を定め、これらを統括部署が統合的に把握・管理するとともに、経営会議・ALM委員会で評価・検討することにより、実効性のあるリスク管理と相互牽制機能の有効性を確保しています。

統合的リスク管理態勢(2025年6月30日現在)



2. 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関の業務に内在する各種リスクについて一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを経営体力と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することを目的としています。当組合では、「統合的リスク管理規程」に基づき、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクといったリスク毎にリスク量の上限を設定（資本配賦）し、それぞれの管理部署がリスク量のコントロールを行っています。また、統合的リスク管理部署がこれらのリスク量を自己資本と対比して一元的に把握するとともに、リスク管理の状況について定期的に経営会議やALM委員会へ報告を行い、状況に応じて適切に対策を実施していく態勢を構築しています。

3. 信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金等の資産の価値が減少ないしは消滅し、損失を被るリスクのことです。当組合では資産の健全性確保を経営の重要課題の一つとして位置づけ、営業推進部門から独立した本部審査態勢の整備、自己査定による信用リスクの把握、信用リスクに見合った適正な収益の確保、ポートフォリオ管理に基づくリスク分散などを通じて、信用リスク管理の高度化に努めています。また、各種研修を実施し、職員の審査能力の向上に努めています。

4. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株価、商品価格等が変動することによって資産・負債の現在価値または期間収益に影響を与えるリスクのことです。当組合では「市場リスク管理規程」や「資金運用基準」、年度毎の「資金運用方針」を定め適切な運用・管理を行っています。また、市場リスク所管部署が「市場リスク管理規程」に基づき、時価評価損益分析、感応度分析、ストレステスト等を実施するとともにVaRによりリスク量を計測しALM委員会へ報告のうえ協議しています。その他、市場運用部門のけん制を目的にリスク統括部署が「市場リスク管理規程」等の遵守状況等を検証する態勢としています。

5. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できず、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利の支払を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことです。当組合では、的確な資金ポジションを確保するため資金繰り状況を把握し、資金調達手段の確保を図っています。支払準備資産は適正な水準を確保するよう努めており、これらの状況を定期的にALM委員会に報告のうえ協議する態勢としています。

6. オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であり、もしくは機能しないこと、または外生的な事象により金融機関が損失を被るリスクのことです。具体的には、事務ミス、システム障害、不正等の内部管理上の要因や災害、テロリズム、犯罪等の外部要因により損失が発生するリスクです。当組合では、特に事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり「事務リスク管理規程」に基づき、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証等に取り組んでいます。また、システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき安定した業務遂行ができるよう、多様化・複雑化するリスクに対する管理態勢の整備に努めています。その他のリスクについては、「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づき、各部署が適切な管理に努めています。

7. 風評リスク管理

風評リスクとは、事実に基づく、基づかないにかかわらず噂や憶測といったあいまいな情報や、何らかの事故・不祥事件等の発生に伴う風評により金融機関の信用が毀損され、有形・無形の損失を被るリスクのことです。当組合では、風評リスクに対する管理部署を設置し、当組合の風評に影響を及ぼすと思われる事項について、情報を収集・分析し、風評リスクの管理に努めています。



## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針

当組合は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」といいます。）対策を経営上の重要課題の一つとして位置づけ、基本方針を以下のとおり定め、内部管理態勢の構築に努めてまいります。

1. 組織態勢  
当組合はマネー・ローンダリング等の対策に関する責任者及び統括部門を定め一元的な管理態勢を構築し、関係部門と連携・協働のもと、各部門の役割及び責任を明確にしてマネロン・テロ資金供与対策に取り組みます。  
経営陣は、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置づけ、主導的に関与し、対応の高度化を推進します。
2. リスクベース・アプローチ  
当組合は、リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当組合の提供する商品・サービスや取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、マネロン・テロ資金供与等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
3. 法令等遵守と顧客管理措置  
当組合は、マネロン・テロ資金供与防止に係る各種関係法令等を遵守し、適切な取引時確認及び顧客管理措置を実施します。お客様との取引内容・状況等を適切に管理し、反社会的勢力を含め、自らが定める顧客管理を実施できないと判断した不適切なお客様との取引等については、取引の謝絶等のリスク遮断に努めます。
4. 疑わしい取引の届出と資産凍結の措置  
当組合は、疑わしい取引について、適時・的確に検知できる態勢を整備し、当局に対して直ちに届出します。また、資産凍結対象者等に対する措置を適切に実施します。
5. 研修等の実施  
当組合は、継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に関する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。
6. 遵守状況の監査  
当組合は、マネロン・テロ資金供与対策の遵守状況について、定期的に内部監査を実施し、その結果を踏まえて、さらなる態勢の改善に努めます。

## 顧客保護等管理態勢等

### 顧客保護等管理方針

1. お客様保護のための基本方針  
当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用し又は利用しようとする方（以下「お客様」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取組めます。
2. お客様への説明について  
当組合は、法令等を遵守して、お客様への説明を要するすべての商品等について、お客様の取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。
3. お客様からのご相談・苦情等の対処について  
当組合は、お客様からのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客様の正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客様のご理解が得られるように努めます。
4. お客様の情報管理について  
(1) 当組合は、お客様の情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客様にお示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。  
(2) 当組合は、お客様の情報の正確性の維持に努めるとともに、お客様の情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。
5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客様情報の取扱いやお客様への対応について  
当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客様の情報及びお客様への対応が適切に行われるよう外部委託先を管理します。

### お客様本位の業務運営についての基本方針

当組合は、地域金融機関として地域顧客に寄り添い、地域とともに自らも成長・発展するビジネスモデルの構築に欠かさない、お客様本位の業務運営を実現するために、明確な方針を策定しました。そして、以下の取組み状況を自ら検証・評価するとともに定期的に結果を公表し、必要に応じた見直しを行ってまいります。

1. お客様の最善の利益を追求  
当組合は、地域金融機関としてお客様の最善の利益を図るため、誠実・公正にお客様本位の業務を行います。
2. 利益相反の適切な管理  
お客様との取引にあたっては、お客様の利益が不当に害されることの無いよう適切な管理を行います。
3. 手数料の明確化  
お客様にふさわしい商品・サービスを提供するためにご負担していただく手数料・その他費用について、わかり易く丁寧に説明します。
4. お客様にふさわしいサービスと重要な情報のわかり易い提供  
お客様一人ひとりの属性、運用目的や経験、資産・収入の状況等を十分に把握して、重要な情報のわかり易い提供と適切な商品・サービスの提供ができるよう、高い専門性と職業倫理を保持し、適正に業務を行います。
5. 当組合職員に対する適切な動機付けの枠組み等  
上記お客様本位の業務運営の取組みを推進するため、またこうした取組みが企業文化として定着するよう職員に対する研修等、適切な動機付けの体制を整備いたします。

### 金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、適正な勧誘の確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の知識・経験・財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識をもった節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、当組合の最寄の店舗または業務推進部（お客様相談室）までお問い合わせください。

## 反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応  
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 外部専門機関との連携  
当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断  
当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。
4. 有事における民事と刑事の法的対応  
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止  
当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

## 自己資本の充実に関する事項

## 自己資本の充実の状況

## 一定性的事項

1. 自己資本の調達手段の概要
当組合の自己資本は、出資金および利益剰余金等で構成されています。なお、2025年3月期の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。 ①発行主体：淡陽信用組合 ②資本調達手段の種類：普通出資 ③コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,300百万円
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
自己資本の充実度に関して、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を確保しています。一方、将来の自己資本充実策については、年度毎に掲げる事業計画に基づく業務推進を通じて、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策とし、また、さらに多くの組合員（出資金）の募集を推進することにより充実を図る方針としています。
3. 信用リスクに関する事項
(1)リスク管理の方針及び手続きの概要 信用リスクとは取引先の財務状況の悪化などによる倒産等により、当組合の資産の価値が減少または消失し損失を被るリスクをいいます。信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度から分析しています。また、一連の信用リスク管理の状況については、定期的に経営会議、理事会に報告する態勢としています。 なお、貸倒引当金は、当組合の「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に基づき、適正な引当を行っています。
(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つです。なお、エクスポージャーの種類毎に適格格付機関の使い分けは行っていません。 ○株式会社格付投資情報センター（R&I） ○株式会社日本格付研究所（JCR） ○ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） ○スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）
4. 信用リスク削減手法に関する事項
信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。 当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当組合が定める事務取扱手続き等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っています。 また、当組合が自己資本比率の算出過程で採用している信用リスク削減手法としては、自組合預金積金や上場株式などの適格金融資産担保、独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）による保証があります。なお、お客様が期限の利益を喪失された場合には、全ての与信取引の範囲内において、預金相殺を用いる場合がありますが、その際には、当組合が定める各種約定書に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当します。
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
保有する投資信託等に内包する派生商品取引はありますが、当組合自らが行う当該取引はありません。
6. 証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。
7. オペレーショナル・リスクに関する事項
(1)リスク管理の方針及び手続きの概要 オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であり、もしくは機能しないこと、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。 当組合はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法的リスク、人的リスク、有形資産リスクに区分して管理しています。また、「オペレーショナル・リスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」を定め、リスクを認識のうえ評価しています。
(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。
8. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
当組合の銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに該当するものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、全国信用協同組合連合会や投資事業組合等への出資金です。 当組合では「市場リスク管理規程」、「資金運用基準」に基づき運用・管理を行っており、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクについては、時価評価やVaRによるリスク量の計測等により把握・認識しています。また、これらを経営会議等へ報告し、適切な管理に努めています。 一方、非上場株式や全国信用協同組合連合会等への出資金等については、業務上の保有で投資目的ではありません。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い適正に処理しています。
9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項
33ページに記載していますので、そちらをご覧ください。

－ 定 量 的 事 項 －  
〈自己資本の構成に関する開示事項〉

(単位：千円、%)

項 目	2023 年度	2024 年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	14,076,624	14,464,309
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,304,519	1,300,463
うち、利益剰余金の額	12,823,656	13,215,553
うち、外部流出予定額 (△)	51,551	51,707
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	198,005	111,035
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	198,005	111,035
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	14,274,629	14,575,344
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5,902	17,015
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5,902	17,015
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5,902	17,015
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	14,268,727	14,558,329
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	115,126,256	116,939,773
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勤定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,015,100	4,771,466
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	120,141,356	121,711,299
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.87%	11.96%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しています。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しています。

〈自己資本の充実度に関する事項〉

(単位：百万円)

項 目	2023 年度		2024 年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	115,126	4,605	116,939	4,675
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	113,556	4,542	115,334	4,613
(i) ソブリン向け	1,581	63	1,530	61
(ii) 金融機関向け	20,023	800	21,228	849
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			686	27
(iii) カバード・ボンド向け			—	—
(iv) 法人等向け	31,755	1,270	26,419	1,056
(v) 中小企業等・個人向け	12,905	516		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			7,735	309
トランザクター向け			107	4
(vii) 抵当権付住宅ローン	446	17		
(viii) 不動産取得等事業向け	30,349	1,213		
(ix) 不動産関連向け			36,198	1,447
自己居住用不動産等向け			3,359	134
賃貸用不動産向け			3,867	154
事業用不動産関連向け			28,970	1,158
その他不動産関連向け			—	—
ADC 向け			—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			3,809	152
(xi) 三月以上延滞等	561	22		
(xii) 延滞等向け			2,139	85
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			105	4
(xiv) 出資等	1,942	77		
出資等のエクスポージャー	1,942	77		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
(xv) 株式等			1,933	77
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	8,526	341	9,531	381
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,111	44	1,111	44
(xix) その他	4,353	174	3,591	143
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,506	60	1,544	61
ルック・スルー方式	1,506	60	1,544	61
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引			—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額を八パーセントで除して得た額 (簡便法)	59	2	52	2
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	3	0	8	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,015	200	4,771	190
BI			3,180	
BIC			381	
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	120,141	4,805	121,711	4,868

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%  
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。  
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。  
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること  
6. 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。  
7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。  
8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しています(令和6年度計数)。  
10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 自己資本の充実に関する事項

〈信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）〉

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞エクス ポージャー	延滞等 エクスポ ージャー
	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		2023年度	2024年度		
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度				
国 内	276,900	268,543	123,781	116,623	68,000	67,989	—	—	951	2,842
国 外	19,190	15,189	—	—	19,190	15,189	—	—	—	—
<b>地 域 別 合 計</b>	<b>296,090</b>	<b>283,732</b>	<b>123,781</b>	<b>116,623</b>	<b>87,190</b>	<b>83,179</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>951</b>	<b>2,842</b>
製 造 業	19,154	19,727	5,424	5,373	13,716	14,319	—	—	107	533
農 業、 林 業	512	540	512	540	—	—	—	—	27	1
漁 業	746	740	746	740	—	—	—	—	8	11
鉱業、採石業、砂利採取業	7	8	—	0	—	—	—	—	—	—
建 設 業	8,905	8,619	7,803	7,417	1,101	1,201	—	—	56	126
電気・ガス・熱供給・水道業	6,778	7,305	1,178	1,102	5,600	6,203	—	—	—	—
情 報 通 信 業	2,281	2,276	52	44	2,207	2,207	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	9,334	9,779	2,721	2,857	6,613	6,913	—	—	42	74
卸 売 業、 小 売 業	11,924	11,705	8,803	8,284	3,106	3,406	—	—	58	752
金 融 業、 保 険 業	108,899	105,230	9,012	9,011	20,678	19,083	—	—	—	—
不 動 産 業	40,866	43,646	33,829	38,110	7,029	5,527	—	—	275	124
物 品 賃 貸 業	2,698	2,488	38	27	2,660	2,461	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,421	1,348	1,421	1,348	—	—	—	—	8	23
宿 泊 業	2,479	2,495	2,479	2,495	—	—	—	—	53	217
飲 食 業	2,473	2,419	2,272	2,118	200	300	—	—	191	367
生活関連サービス業、娯楽業	3,448	3,324	3,048	2,924	400	400	—	—	—	3
教育、学習支援業	138	237	38	36	100	200	—	—	—	—
医 療、 福 祉	211	187	211	187	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	3,794	3,389	3,387	2,982	400	400	—	—	8	40
そ の 他 の 産 業	102	91	102	91	—	—	—	—	15	9
国・地方公共団体等	34,839	32,194	11,463	11,640	23,376	20,553	—	—	—	—
個 人	18,149	19,072	18,149	19,072	—	—	—	—	97	557
そ の 他	16,922	6,903	11,082	212	—	—	—	—	—	—
<b>業 種 別 合 計</b>	<b>296,090</b>	<b>283,732</b>	<b>123,781</b>	<b>116,623</b>	<b>87,190</b>	<b>83,179</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>951</b>	<b>2,842</b>
1 年 以 下	93,724	70,260	15,408	17,150	12,219	9,621	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	27,903	46,705	8,124	7,887	16,778	17,465	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	21,835	23,255	7,548	9,255	14,285	13,999	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	29,696	28,590	20,891	18,890	7,802	8,697	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	29,677	36,991	19,757	22,639	9,919	14,352	—	—	—	—
10 年 超	65,841	56,795	40,257	38,355	25,583	18,440	—	—	—	—
期間の定めのないもの	12,331	16,011	710	2,232	601	601	—	—	—	—
そ の 他	15,080	5,121	11,082	212	—	—	—	—	—	—
<b>残 存 期 間 別 合 計</b>	<b>296,090</b>	<b>283,732</b>	<b>123,781</b>	<b>116,623</b>	<b>87,190</b>	<b>83,179</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>951</b>	<b>2,842</b>

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
  - ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。
5. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含みません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	73	182	—	73
	2024年度	182	92	—	182
個別貸倒引当金	2023年度	1,002	915	5	996
	2024年度	915	939	7	907
合 計	2023年度	1,075	1,097	5	1,070
	2024年度	1,097	1,031	7	1,089

(注) 当組合は、特定海外債権を保有していませんので、「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っていません。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

区 分	個 別 貸 倒 引 当 金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		2023年度	2024年度
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
製 造 業	315	271	271	276	315	271	271	276	—	—
農 業、林 業	8	17	17	1	8	17	17	1	—	—
漁 業	26	24	24	23	26	24	24	23	—	—
鉱 業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	52	49	49	48	52	49	49	48	—	—
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	34	33	33	32	34	33	33	32	—	—
卸 売 業、小 売 業	311	311	311	329	311	311	311	329	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	67	39	39	39	67	39	39	39	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	39	46	46	72	39	46	46	72	—	—
飲 食 業	55	45	45	50	55	45	45	50	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	1	2	2	4	1	2	2	4	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	89	71	71	59	89	71	71	59	—	—
合 計	1,002	915	915	939	1,002	915	915	939	—	—

(注) 1. 当組合は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

区 分	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	2,685	—	2,685	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	8,169	—	8,169	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	300	—	300	—	150	50
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	19,893	—	19,893	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	2,700	—	2,700	—	270	10
我が国の政府関係機関向け	3,505	—	3,505	—	400	11
地方三公社向け	300	—	300	—	60	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	96,346	12	96,346	12	21,228	22
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,356	—	2,356	—	686	29
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	51,117	1,796	50,377	461	26,419	52
特定貸付債権向け	190	—	190	—	166	87
中堅中小企業等向け及び個人向け	11,612	18,653	9,881	371	7,735	75
トランザクター向け	—	3,951	—	238	107	45
不動産関連向け	42,348	—	41,741	—	36,198	87
自己居住用不動産等向け	8,516	—	8,133	—	3,359	41
賃貸用不動産向け	6,067	—	5,995	—	3,867	65
事業用不動産関連向け	27,603	—	27,611	—	28,970	105
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	3,809	—	3,809	—	3,809	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,843	76	1,769	6	2,139	120
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	168	—	168	—	105	62
取立未済手形	17	—	17	—	3	20
信用保証協会等による保証付	25,419	—	25,105	—	649	3
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,930	10	1,930	10	1,933	100
合 計					101,103	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。  
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。  
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実に関する事項

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

区 分	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																																			
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計				
	2024年度																																			
現金	2,685	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,685			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	19,781	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19,781			
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	300			
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
我が国の地方公共団体向け	8,282	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,282			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
地方公共団体金融機構向け	—	2,700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,700			
我が国の政府関係機関向け	—	3,004	—	501	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,505			
地方三公社向け	—	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	300			
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	12	—	—	77,761	—	18,083	—	—	—	—	—	—	501	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	96,359			
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	2,356	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,356			
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	13,196	—	—	—	—	—	—	—	—	23,621	—	—	—	—	3,301	119	8,014	—	—	—	2,584	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50,838		
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	119	—	—	—	71	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	190		
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	238	—	—	—	—	—	9,544	—	—	—	—	469	—	~	—	—	—	—	—	—	—	10,253		
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	238	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	238		
不動産関連向け	—	657	—	1,320	592	2,534	—	857	—	750	—	1,417	793	—	366	—	4,402	742	—	—	—	5,204	—	—	1,663	19,052	—	—	1,385	—	—	—	—	41,741		
自己居住用不動産等向け	—	657	—	1,320	592	1,592	—	—	—	750	—	—	793	—	—	—	2,273	154	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,133		
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	942	—	857	—	—	—	1,417	—	—	366	—	—	587	—	—	—	—	—	1,663	—	—	—	—	159	—	—	—	—	5,995		
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,129	—	—	—	—	5,204	—	—	—	19,052	—	—	1,225	—	—	—	—	27,611		
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
ADC 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,809	
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,775	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	168	
取立未済手形	—	—	—	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17	
信用保証協会等による保証付	18,612	6,493	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25,105
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,933
合 計	49,374	12,925	—	93,097	592	20,617	—	857	—	750	—	1,656	25,592	—	366	—	4,402	13,589	119	8,014	5,204	—	—	3,449	1,663	19,052	—	—	6,297	1,933	—	—	—	269,560		

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。



姫路市 世界遺産 姫路城



洲本市 五色のわらぐろ



宍粟市 葛根腰痛地藏



佐用町 桜山の棚田

## 自己資本の充実に関する事項

### ●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	58,255
10%	—	12,065
20%	101,982	9,347
35%	—	1,134
50%	25,914	258
75%	—	17,198
100%	5,213	48,378
150%	—	793
250%	—	3,540
1,250%	—	—
その他	—	12,000
合 計	133,110	162,972

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含みません。

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ ウェイト区分	2024年度		CCFの加重 平均値	資産の額及び与信相当 額の合計額(CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	CCF・信用リスク削減効果適用前 オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	177,855	11	—	177,466
40%～70%	32,542	3,979	10%	32,769
75%	15,503	14,601	10%	13,589
80%	119	—	—	119
85%	8,316	1,064	40%	8,014
90%～100%	8,663	843	15%	8,653
105%～130%	20,851	—	—	20,715
150%	6,387	39	10%	6,297
250%	1,930	10	—	1,933
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	272,170	20,548	12%	269,560

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。  
 2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

### <信用リスク削減手法に関する事項>

#### ●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,335	5,087	558	727	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。  
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

### <派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項>

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	31	2
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位：百万円)

区 分	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
①派生商品取引合計	294	196	294	196
(i) 外国為替関連取引	172	131	172	131
(ii) 金利関連取引	28	6	28	6
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	33	33	33	33
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	59	25	59	25
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	294	196	294	196

## 〈証券化エクスポージャーに関する事項〉

該当ありません。

## 〈出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項〉

### ●貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	2,435	2,435	2,216	2,216
非 上 場 株 式 等	1,179	1,179	1,178	1,178
合 計	3,615	3,615	3,394	3,394

### ●出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
売 却 益	72	34
売 却 損	—	0
償 却	0	2

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

### ●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

評 価 損 益	2023年度	2024年度
	565	352

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

### ●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

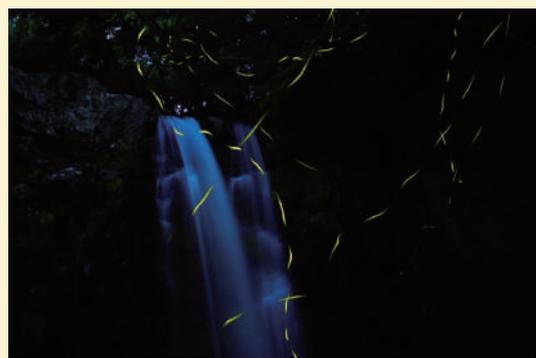
## 〈リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項〉

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	3,873	3,373
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—



南あわじ市 広田梅林ふれあい公園



洲本市 鮎屋の滝 ゲンジボタル

〈金利リスクに関する事項〉

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,154	5,461	769	714
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティーブ化	3,509	4,019		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,154	5,461	769	714
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	14,558		14,268	

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。

当組合では「市場リスク管理規程」に基づき、VaR 及び IRRBB による金利リスク量を四半期毎に計測し、モニタリング、分析を行っています。また、計測結果を ALM 委員会で協議し、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めています。

なお、当組合では金利に感応する資産・負債（貸出金、有価証券、預け金、預金、借入金等）を対象として金利リスクを計測していますが、株式等の金利感応度の算定が困難なものは価格変動リスクとして管理しており、計測の対象外としています。その他、ヘッジ会計等の金利リスクの削減手法は採用していません。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE 及び ΔNII に関する事項

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：1.25 年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期：2.5 年
- ・流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提：金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提：金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提：1 通貨（円）のみであり、それ以外の通貨は保有していません。
- ・スプレッドに関する前提：考慮していません。
- ・内部モデルの使用等、ΔEVE 及び ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の事項：内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明：前事業年度末より計測方法の変更はありません。

② 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

当組合は、信用組合業界で構築した SKC-ALM システムを用いて、VaR により金利リスク量を計測しています。

なお、VaR の計測にあたっては、モンテカルロ・シミュレーション法を採用し、観測期間 5 年、保有期間 240 日、信頼区間 99% を前提としています。



佐用町 平福冬景色



姫路市 ヤマサ蓮の花苑

## 地域密着型金融の取組状況

### 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

2024年4月から2025年3月末までにおける、中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況は次のとおりです。

#### 中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は地域密着型金融の重要な担い手として十分な役割と機能を果たすため、中小企業金融円滑化法が終了した現在においても、下記のとおり貸出条件の変更等や円滑な資金供給に努めています。

##### ◎ 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申し込み・相談への対応について

当組合に対して事業資金の貸付に係る債務を有する中小企業・小規模事業者のお客様が、受注減少や売上減少による減収などによりご返済が困難となった場合には、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」及び下記の当組合本部「お客様相談室」において、貸付条件の変更等のお申し込み・ご相談に応じます。

##### 【お客様相談室】

窓 口：淡陽信用組合 業務推進部

電話番号：フリーダイヤル 0120-17-2616（携帯電話からは0799-25-2616）

受付時間：午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日及び当組合の休業日は除きます）

##### ◎ 経営革新等支援機関としての支援について

当組合は、平成25年2月1日付で近畿経済産業局、近畿財務局より経営革新等支援機関の認定を受けており、認定支援機関としてお客様の経営改善計画の策定支援等を通じて経営改善、事業再生への支援を行います。

##### ◎ お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの新規融資及び既往の債務に係る貸付条件の変更等に関するお申し込み・ご相談に対して迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解・経験・資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めます。

##### ◎ 地域金融円滑化への対応措置「貸付条件の変更等の実施状況」

貸付条件の変更等を行った中小企業・小規模事業者の状況等は次のとおりです。

（2025年3月末時点）

項 目	件 数	金 額（百万円）
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	14,648	213,251
うち、実行に係る貸付債権	14,491	211,842
うち、謝絶に係る貸付債権	62	597
うち、審査中の貸付債権	5	60
うち、取下げに係る貸付債権	90	751

（注）件数・金額は中小企業金融円滑化法施行日（平成21年12月4日）以降、上記基準日までの累計です。  
また、件数は債権単位、金額は申込み時点における債権金額です。

#### 中小企業の経営支援に関する態勢整備

中小企業・小規模事業者の経営改善等に関する相談・指導等に対応するため、外部専門家や外部機関との連携、当組合職員のコンサルティング能力向上等による態勢整備に努めています。なお、外部専門家や外部機関との連携状況、職員のコンサルティング能力向上のための取組状況は次のとおりです。

##### ◎ 外部専門家・外部機関との連携状況

- 兵庫県中小企業団体中央会（「しっかいや中央会」（外部専門家））、兵庫県事業承継・引継ぎ支援センター、公益財団法人ひょうご産業活性化センター（「兵庫県よろず支援拠点」（外部専門家））、働き方改革推進支援センターとの連携により、取引先の経営や労働生産性の向上、事業承継に関して相談業務を通じた支援を行っています。
- 経営革新等支援機関に認定された顧問税理士や中小企業活性化協議会との連携により、取引先の経営改善支援を行っています。
- 兵庫県信用保証協会との連携による「経営サポート会議」の開催や「McSS経営診断報告書」を活用した経営診断、他金融機関との連携によるバンクミーティングの開催等により取引先の経営改善支援を行っています。

##### ◎ コンサルティング能力向上のための取組状況

外部研修への参加や組合内研修の実施のほか、自己啓発のための通信講座の受講等により職員のコンサルティング能力の向上に努めています。とりわけ事業性評価やローカルベンチマークに対する理解を深め、財務データや担保・保証に過度に依存することなく、融資先企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価のうえ、融資や助言を行うことのできる職員の育成に取り組んでいます。

#### 中小企業の経営支援に関する取組状況

当組合は取引先の創業、新規事業、事業拡大、経営改善、事業承継等に関して積極的な支援を行っています。なお、2024年度における新規融資、経営改善支援等の取組実績は次のとおりでした。

##### ◎ 新規融資の取組み状況

（金額単位：百万円）

	定 義	2024年度上期実績		2024年度下期実績		2024年度通期実績	
		先 数	金 額	先 数	金 額	先 数	金 額
総 貸 出 金 ベ ース	企業及び個人に対する新規の貸出金（住宅ローン、個人ローン含む）	1,086	20,346	974	15,663	1,755	36,010
中小企業・小規模事業者向け貸出金ベース	創業・開業・事業拡大・事業承継・事業支援等を含む新規の運転設備資金	667	16,854	545	12,224	982	29,079
うち成長分野	医療・介護・エネルギー・農業・漁業	5	201	9	413	13	614

（注）通期の貸出先数は、上期・下期に重複して融資した先を1先としています。

## 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

### ◎ 創業・新規事業開拓支援

新規独立開業や取引先企業の新分野進出に対する資金ニーズについては、従来のプロパー融資、政府系金融機関の代理貸付、地方自治体制度融資による提案のほか、各種補助金制度の活用支援、(株)日本政策金融公庫・兵庫県信用保証協会・商工会・地方公共団体・公益財団法人ひょうご産業活性化センター等との連携による支援に取り組んでいます。

#### 【取組実績】

2024年度における創業・新規事業開拓支援に関する貸出実績は39先の459百万円でした。

#### 【取組事例】

障害児通所支援事業を開業した顧客から、人件費等今後の資金繰りに不安があるとの相談を受け、顧客と対話のうえ事業計画書の作成をサポートし、保証協会創業関連保証により運転資金を支援しました。

### ◎ 成長段階における支援

当組合は取引先企業の成長段階における支援として、ビジネスマッチングによる販路獲得等の支援や営業店における取引先企業への継続的な訪問、コンサルティング機能の提供等を通じて事業拡大のための支援を積極的に行っています。

#### 【取組実績】

2024年度における当組合取引先企業の成長支援に関する貸出実績は、10先の444百万円でした。

また、ビジネスマッチングの機会提供として、毎年、信用組合業界が協力して「しんくみ食のビジネスマッチング展」を開催し、取引先の販路拡大等の支援をしています。2024年度は、オンラインでの展示・個別商談会が開催され、当組合でお取引いただいている1社が出展されました。

### ◎ 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

地域密着型金融機関として地域の中小企業の育成や健全化を推進するため、事業再生や改善が見込まれるお客様に対して経営改善計画策定のための支援や計画の実現に向けた取組みとして、外部認定支援機関（顧問税理士、保証協会、中小企業活性化協議会）との連携によりお客様の経営改善支援に取り組んでいます。なお、貸出条件変更先等のお客様であっても償還能力の向上が見込まれる場合には、新規の信用供与も積極的に行っています。

#### 【取組実績】

外部認定支援機関との連携による経営改善支援の取組状況（2025年3月31日現在）

連携認定支援機関名	中小企業活性化協議会	顧問税理士	保証協会（経営サポート会議）
支援先数	17先	4先	34先

#### 【ランクアップ先数】

2024年度における経営改善支援先への積極的な支援の結果、ランクアップした先は9先でした。

### ◎ 事業承継に対する支援

事業承継診断シートにより中小零細事業者から事業承継に関する情報提供を受け、事業承継支援として4先に対して兵庫県中小企業団体中央会や兵庫県事業承継・引継ぎ支援センターから専門家を派遣し、個別に相談会を実施しました。

### ◎ 人材マッチング支援

公益財団法人ひょうご産業活性化センター内ひょうご専門人材センターと複数の人材紹介会社と提携して、「プロフェッショナル人材」のマッチング支援を行っています。

### ◎ 6次産業化ファンドへの出資

当組合は2014年1月1日に（株）みなと銀行、（株）農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）、みなとキャピタル（株）と共同で農林漁業者等による6次産業化を支援するファンドを設立しています。本ファンドは農林漁業者とパートナー企業である2次・3次産業者の共同出資による会社のうち、6次産業化法に基づく認定を受けた会社に対して出資をしています。

## 地域の活性化に関する取組状況

当組合は地域の面的再生への積極的な参画として、地方公共団体や商工会、各種団体との連携により、取引先企業の経営支援を積極的に行っています。

なお、2024年度における地域経済の活性化に関する取組実績は次のとおりです。

#### 【取組実績】

水産加工業者10先に対し275百万円、素麺業者6先に対し67百万円、青果業者10先に対し211百万円の支援を行いました。

## 金融仲介機能のベンチマークの取組状況

金融庁は2016年9月に「金融仲介機能のベンチマーク」を公表しました。ベンチマークとは、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価するための指標です。当組合では、このベンチマークを省みることにより、自身の取組みの進捗状況や課題等を認識し、金融仲介機能の質の向上を目指します。

#### 【共通ベンチマーク1：取引先企業の経営改善や成長力の強化】

○当組合をメインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標等の改善が見られた先数及び同先に対する融資額の推移

メイン先数	メイン先の融資残高	経営指標等が改善した先数	経営指標等が改善した先に係る3年間の融資残高の推移		
			2023年3月末	2024年3月末	2025年3月末
1,408先	501億円	655先	256億円	303億円	331億円

※「メイン先」とは、当組合をメイン金融機関（借入残高が最も多い金融機関）としている先です。

※「経営指標等の改善」とは、経営指標（売上高、営業利益率、労働生産性等）の改善や就業者数の増加をいいます。

【共通ベンチマーク2：取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上】

○当組合が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

(2025年3月末現在)

経営改善計画を策定している条件変更先の総数	キャッシュフローの状況	先数
176先	うち好調先 (計画比120%超)	4先
	うち順調先 (計画比80%以上～120%以下)	15先
	うち不調先 (計画比80%未満)	157先

○当組合が関与した創業・第二創業の件数

(2024年度実績)

当組合が関与した創業件数	当組合が関与した第二創業件数
32件	7件

※「関与」とは、創業計画の策定支援、創業期取引先への融資、政府系金融機関等への紹介、ベンチャー企業への投融資・助成金等により支援することをいいます。

※「第二創業」とは、すでに事業を営んでいる企業の後継者等が新規事業を開始すること、既存の事業を譲渡した経営者等が新規事業を開始すること、抜本的な事業再生により企業が業種を変えて再建することをいいます。

○ライフステージ別の与信先数(先数単体ベース)及び融資残高

(2025年3月末現在)

項目	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	2,196先	136先	279先	1,279先	319先	183先
ライフステージ別の与信先に係る融資残高	781億円	21億円	122億円	441億円	65億円	132億円

※「創業期」とは創業、第二創業から5年までの先、「成長期」とは売上高平均で直近2期が過去5期の120%超の先、「安定期」とは売上高平均で直近2期が過去5期の120%から80%の先、「低迷期」とは売上高平均で直近2期が過去5期の80%未満の先、「再生期」とは貸付条件の変更または延滞がある先をいいます。

【共通ベンチマーク3：担保・保証依存の融資姿勢からの転換】

○当組合が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数・融資額、及び全与信先数・融資額に占める割合

(2025年3月末現在)

項目	先数	融資残高
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数・融資残高	1,860先	738億円
上記計数の全与信先数・当該与信先の融資残高に占める割合	84.7%	94.5%

## 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

なお、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」については、当組合ホームページに掲載していますのでご覧ください。

【ホームページアドレス <https://www.danyo.co.jp>】

### 【「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組事例（2024年度）】

<b>1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等</b>
主債務者は長年にわたり建設業を営んでおり、業績は毎期堅調に推移し、財務内容も良好な企業。資金繰り計画からも返済懸念無く、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証を求めない融資の検討依頼があった。
<b>2. 取組内容</b>
当組合の審査において、以下の点を勘案した結果、経営者保証を求めない対応をすることとなった。 ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。 ②法人と経営者の間の資金やりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。 ③法人のみの資産・収益力で借入金の返済が可能である。 ④法人から適時適切に財務情報等が提供されている。

### 【「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況】

項目	2023年度	2024年度
新規に無保証で融資した件数	64件	110件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	5.16%	8.65%
保証契約を解除した件数	4件	4件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	2件	0件

地域に貢献する淡陽信用組合の経営姿勢

当組合は、中小企業等協同組合法に基づく地域信用組合で兵庫県一円を営業地区とし、地域の中小企業・小規模事業者や住民が組合員となってお互いに助け合い、発展していくという「相互扶助」を基本理念とする協同組織金融機関です。  
 中小企業・小規模事業者や住民一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常に顧客（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としています。  
 また、地域社会の一員として当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでいます。

融資を通じた地域貢献

当組合は、担保・保証に過度に依存することなく「経営者保証に関するガイドライン」に基づき誠実に対応し、また経営者以外の第三者の個人的連帯保証人を求めないことを原則として、中小企業・小規模事業者や個人に対する円滑な資金供給を行い、地域経済の振興と地域社会の発展に貢献できるよう努めています。

◎ 利用者区別・使途別の状況

2025年3月末現在の貸出先数及び貸出残高は、次のとおりです。

区分	貸出先数(先)	貸出残高(百万円)	内 訳		
事業者	2,981	88,455		設備資金	44,908百万円
個人	3,889	13,760		運転資金	68,945百万円
地方公共団体	9	11,637		(住宅ローン	8,701百万円)
合計	6,879	113,853		(消費者ローン	5,880百万円)

◎ 地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は、兵庫県や神戸市等の中小企業・小規模事業者向け制度融資の取扱窓口に指定されています。なお、2025年3月末現在の取扱件数及び貸出残高は次のとおりです。

制度融資名		取扱件数(件)	貸出残高(百万円)	制度融資名		取扱件数(件)	貸出残高(百万円)
兵庫県	新型コロナ関連全般	1,958	20,343	兵庫県	借換貸付	13	136
	長期資金	71	515		開業支援資金	58	231
	設備更新貸付	144	1,024		短期資金	16	162
	特別小規模貸付	60	174		原材料価格高騰対応緊急保証	6	94
	経営安定化	45	567		経営活性化資金	6	54
	新分野進出支援	22	498		その他制度融資	1	1
	防災・エネルギー設備促進貸付	8	13	その他市町 制度融資	50	231	
合計						2,458	24,048

外部機関との連携による経営相談事業

当組合は兵庫県中小企業団体中央会と連携し、経営相談事業やセミナーの開催等を通じて取引先の経営力向上のためのお手伝いをさせていただいています。

◎ 経営相談事業

兵庫県中小企業団体中央会が運営している「しっかいや中央会」との連携により、コーディネーター（中小企業診断士など）が当組合取引先へ訪問し、「しっかいや中央会移動相談会」と題する個別相談会を実施しています。この相談会は、販路開拓、人材育成、新事業展開、助成金制度の活用など、様々な経営課題についてアドバイスさせていただくものです。なお、2024年度は11先からの相談を承り、延べ18回の個別相談会を実施しました。

◎ 中小零細事業者支援のための講習会を開催

中小零細事業者支援を進め地域経済に貢献するため、10月21日、神戸新聞社が主催、当組合と兵庫県中小企業団体中央会が共催し、「中小企業の皆様に役立つ価格交渉講習会」を当組合本店5階ホールで開催しました。当日は、講師にTAC専任講師であり、中小企業診断士・情報処理安全確保支援士の資格を持つ七森啓太氏をお招きし、企業存続のために必要不可欠である価格交渉をめぐる社会の動向や価格交渉に挑み適正な価格転嫁を実現するための知識・テクニックなどについての説明を受け、講習会に参加いただいた取引先事業者の皆様は、真剣な表情で講師の説明に耳を傾けていました。



講習会

## 情報提供活動

当組合は知的サービスの一環として、お客様のお役に立つ有益な情報を提供することに努めています。

### ◎ 淡陽ニュースの発行

取引先をはじめ地域の皆様の幸せと発展に寄与することを目的に、1985（昭和60）年5月以来、広報紙「淡陽ニュース」を各家庭ならびに事業所向けに年3回（毎回約7千部）発行しています。掲載記事は、取引先や当組合のトピックス、商品のご案内、警察キャンペーンなど、バラエティーに富んだ興味あふれる内容となっています。

### ◎ 情報誌「ボン・ビバーン」の配布

1999（平成11）年4月に創刊された生活情報誌「ボン・ビバーン」を隔月で取引先の方へ配布しています。この情報誌は、一般社団法人全国信用組合中央協会が監修するもので、小冊子でありながらも内容が大変充実していると好評を得ています。

## お客様同士の親睦活動

### ◎ 淡陽信用組合年金友の会

「淡陽信用組合年金友の会」は、当組合で公的年金をお受取りになっている方々の親睦を図るため1983（昭和58）年6月に発足し、会員の皆様には、お誕生日プレゼントの贈呈や観劇ツアー等へのご案内を毎年行っています。

なお、2024年度における観劇ツアー等の開催は次のとおりでした。

- ☆ 2024年9月18日、大阪新歌舞伎座における「三山ひろし特別公演」に淡路市ブロックの会員45名の方と、南あわじ市ブロックの会員45名の方にご参加いただきました。
- ☆ 2024年11月14日、大阪新歌舞伎座における「五木ひろし特別公演（坂本冬美特別出演）」に洲本ブロックの会員45名の方にご参加いただきました。



年金ツアー

### ◎ 淡陽会

「淡陽会」は、1986（昭和61）年1月に発足し、当組合のお客様同士がゴルフを通じて親睦を深める会です。地区ごとに組織されており、毎年定期的にコンペを開催し、会員の皆様にゴルフプレーを楽しんでいただいています。なお、2024年度におけるゴルフコンペの開催は次のとおりでした。

- ☆ 淡陽会洲本地区によるコンペが2024年6月21日、9月11日、12月13日、2025年3月12日に洲本GCで開催され、延べ96名の会員の方にご参加いただきました。
- ☆ 淡路市淡陽会によるコンペが2024年4月18日、7月10日、11月21日に淡路CCで開催され、延べ128名の会員の方にご参加いただきました。
- ☆ 南あわじ市淡陽会によるコンペが2024年4月24日、9月28日、11月13日に洲本GCで開催され、延べ108名の会員の方にご参加いただきました。



淡陽会ゴルフコンペ

### ◎ 淡陽レディースクラブ

「淡陽レディースクラブ」は、洲本市に在住する取引先のご婦人の親睦を図るため1986（昭和61）年10月に設立され、旅行や観劇、食事会などの行事を行っています。なお、2024年度における活動状況は次のとおりでした。

- ☆ 2024年4月16日、洲本市小路谷の淡路インターナショナルホテル ザ・サンプラザにおける総会及び食事会に、19名の会員の方にご参加いただきました。
- ☆ 2024年6月18日、大阪新歌舞伎座における前川清さんと藤山直美さんが出演する「新歌舞伎座開場65周年記念公演」の観劇と、その後の神戸市中央区海岸通にある「梅の花」での食事会に、14名の会員の方にご参加いただきました。
- ☆ 2024年12月17日、南あわじ市松帆古津路の「けひの海」における総会及び食事会に、21名の会員の方にご参加いただきました。



淡陽レディースクラブ

当組合は、「夢あるくらしのパートナー」として人と人とのふれあいを大切に、愛され親しまれ、地域と共に発展する信用組合を目指して文化的・社会的貢献活動にも積極的に取り組んでいます。なお、2024年度における文化的・社会的貢献活動は以下のとおりです。

◎「第46回 淡陽講演会」を開催！

当組合は地域社会の繁栄と発展に寄与するため、1978年（昭和53年）から毎年定期的に外部の著名人を講師としてお招きし、様々なテーマに沿った講演会（「淡陽講演会」）を開催しています。2024年度は、11月18日に当組合本店5階ホールにおいて、テレビなどでも幅広くご活躍している、弁護士・前明石市長の泉房穂氏を講師にお招きし、「未来は変えられる～必要なのは発想の転換～」と題して講演が行われました。講演では、テレビ局の職員、弁護士などを経て明石市長になるまでのお話や、市長として明石の町のために奮闘してきたお話などをユーモアを交えてお話いただき、会場につめかけたお客様は、終始楽しい雰囲気のなか、泉さんのお話に熱心に耳を傾けていました。



第46回 淡陽講演会

◎「しんくみピーターパンカード」への取組み！

「しんくみピーターパンカード」は、すべての子供達とその家族の心と身体の健全な育成を支援するカードです。信用組合業界と信販会社が協力して実施している寄付金活動であり、ピーターパンカードでショッピングすると、ご利用額の0.5%が各地の信用組合を通じて子供達の健全育成を支援する団体や福祉施設に寄付されます（※カードご利用者に負担をおかけすることはありません）。

当組合は2002（平成14）年度からこの活動に取り組んでおり、2024年度は、9月3日に企業主導型保育園を運営する、神戸市兵庫区荒田町の(株)カナモリコーポレーションと神戸市西区池上の(株)未来創造に寄付金を贈呈しました。



ピーターパンカード寄付金贈呈式

◎ 3 海峡クリーンアップ大作戦に参加！

鳴門の渦潮の世界遺産登録を目指して周辺の美化を進める「3海峡クリーンアップ大作戦」が2024年10月26日に行われました。瀬戸内海と紀伊水道の干満差により激しい潮流が発生して起こる鳴門の渦潮は、直径30メートルに達することもあり、世界最大級の大きさを誇ります。

その渦潮の世界遺産登録を目指す地域住民や議員、事業所などが加わる8団体でつくる実行委員会の主催により、渦潮発生メカニズムに大きく関係している鳴門・紀淡・明石の3海峡で清掃活動が行われ、当組合からも66名の役職員が参加しました。



紀淡海峡（洲本市 由良 生石海岸）



明石海峡（淡路市 岩屋 田ノ代海岸）



鳴門海峡（南あわじ市 阿万西町 阿万海岸）



鳴門海峡（南あわじ市 阿那賀 伊毘海岸）

◎ 地域の祭りに役職員が参加！

淡路島最大の夏祭りである「第77回あわじ島まつり」が2024年8月2日～4日にかけて洲本市の中心街で開催され、当組合の役職員が「淡陽信用組合連」として初日の「おどり大会」に出場しました。市街地を練り歩く「おどり大会」は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止や縮小開催が続いていましたが、令和元年以来5年ぶりに完全版で実施され、淡路島内の企業や市民連など延べ約60団体が参加し、街中が熱気に包まれました。



第77回あわじ島まつりおどり大会

◎ 愛の献血運動に参加！

当組合は社会貢献活動の一環として、2002（平成14）年度から毎年9月3日の「しんくみの日」前後に「しんくみいき献血運動」を実施しており、2024年度も71名の役職員が「愛の献血」に参加しました。また、当組合取引先の多数のお客様にもご協力いただき、心からお礼申し上げます。



献血運動

◎ カレンダーの配布

当組合は毎年、取引先の方や地域住民の方々を対象に約4万部のカレンダーを配布しています。

2025年版は「花の記憶」と題して、黒岩多貴子さんが書きおこしたオリジナルのイラストをカレンダーに仕上げてお届けしました。



◎ 音楽祭に協賛！

淡路市志筑の「しづかホール」において、淡路吹奏楽連盟が、2024年7月28日に「第46回淡路吹奏楽祭（兼第71回兵庫県吹奏楽コンクール淡路地区大会）」、2024年12月22日に「第34回淡路アンサンブルフェスティバル（兼第52回兵庫県アンサンブルコンテスト淡路地区大会）」を開催し、当組合が協賛しました。

◎ 地域との連携！

当組合は2016（平成28）年6月に姫路市と「成長分野ビジネスプラン事業化推進事業に係る連携協力に関する覚書」を締結しています。この事業は、中小企業の成長分野への参入を促進する取組みで、先端技術や次世代エネルギーなどの成長分野に関する新製品・新技術の開発から販路開拓までを示したビジネスプランの事業化を支援するものです。

また、2016（平成28）年11月に洲本市、龍谷大学、PS洲本株、淡路信用金庫との間で「地域貢献型再生可能エネルギー事業の推進に関する協定」を締結しています。この事業は、地域の資源を活用して再生可能エネルギーを生み出し、事業で得られた利益を地域のために活用するという取組みで、洲本市と龍谷大学が「域学連携事業」の一環として取組んでいる「地域貢献型再生可能エネルギー事業」を支援しています。

◎ 高齢者支援に関する取組み！

当組合は、地域で暮らす高齢者を見守り、緊急時の連携を密にするため、洲本市と「高齢者見守り事業に関する協定」を結んでいます。同事業では洲本市内の金融機関や生活協同組合コープこうべなどの事業者が提携しており、お客様の自宅を訪問した際などに、認知症の兆候や異変に気づいた場合等は、市へ連絡することで地域の高齢者を守るものです。また、宍粟市とも同様の協定を結び、高齢者支援に取り組んでいます。

## 地域貢献

### ◎ 振り込め詐欺防止に向けた取組み ～「振り込め詐欺」からお客様をお守りするために～

#### 【キャッシュカードによるお振込みの一部制限について】

淡陽信用組合は振り込め詐欺被害を未然に防止するため、当組合キャッシュカードによる ATM を利用したお振込みについて、一部のお客様を対象にご利用を制限させていただいております。対象となるお客様には大変ご不便をおかけしますが、お客様の大切な預金を悪質な犯罪者からお守りする対応となりますので、何卒、ご理解いただくようお願い申し上げます。

対象となるお客様	次の①と②の両方に該当するお客様 ① 70 歳以上の個人のお客様 ② 過去 3 年以上、当組合のキャッシュカードにより ATM を利用してお振込みをされていないお客様 ※毎年 3 月 31 日時点の年齢、ご利用実績を確認し、上記の条件に該当するお客様を対象といたします。
利用制限の内容	対象となるお客様については、当組合キャッシュカードによる ATM を利用したお振込みについて、1 日あたりの限度額を 1,000 円とさせていただきます。 ※キャッシュカードによるご入金やご出金は、従来どおりご利用いただけます。
限度額を変更される場合	利用制限の対象となるお客様が限度額の変更をご希望される場合は、キャッシュカード、お届け印、本人確認書類をご持参のうえ営業店窓口までお申し出下さい。

### ◎ 特殊詐欺被害を防止！

当組合下加茂支店の山市陽子上席代理が特殊詐欺の被害を未然に防いだとして、12月16日に洲本警察署より感謝状の贈呈を受けました。

近年、高齢者に電話をかけるなどして巧みに金融機関等に誘導し、お金を振り込ませる手口や、SNSなどを利用して投資等を勧誘する手口など、様々な手口の特殊詐欺被害が増加しており、当組合では、お客様が高額の出金やお振込みをされる際には特殊詐欺被害防止のため、お使いみちなどを確認させていただく場合がありますのでご理解の程、よろしくお願い申し上げます。



## お客様からの苦情・相談等への対応

### 《苦情処理措置》

当組合は、お客様により一層ご満足いただけるよう本部に「お客様相談室」、営業店に「ご相談窓口」を設置し、お取引にかかる苦情等（※）を受け付けていますので、お気軽にお申し出ください。

（※）苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

### ◎ お客様相談室

窓 口：淡陽信用組合 業務推進部

住 所：洲本市栄町 1-3-17

電話番号：フリーダイヤル 0120-17-2616（携帯電話からは 0799-25-2616）

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く）

なお、苦情対応等の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

【ホームページアドレス <https://www.danyo.co.jp>】

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けています。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

（電話番号：03-3286-2648）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター

（電話番号：0570-022-808）

### 《紛争解決措置》

弁護士による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は上記「お客様相談室」または下記の「一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所」までお申し出ください。

また、お客様から下記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です（なお、下記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます）。

### ◎ 一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所

住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5（全国信用組合会館内）

電話番号：03-3567-2456

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）

### ◎ 弁護士会

東京弁護士会 紛争解決センター（電話番号：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話番号：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話番号：03-3581-2249）

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているわけではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

# ●法定開示項目記載頁一覧

★印は、「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、  
☆印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

項 目	掲載頁
ごあいさつ	1
当組合の概要	2
<b>【概況・組織】</b>	
事業方針	3
だんようのあゆみ	3
トピックス	3
★役員一覧（理事及び監事の氏名、役職名）	3
★会計監査人の氏名または名称	3
組合員数・出資金の推移	3
★組織図（事業の組織）	4
☆総代会	4～5
★店舗等のご案内（事務所の名称、所在地）	6
<b>【主要事業内容】</b>	
★主な事業の内容	7
預金商品のご案内	7
融資商品のご案内	8
各種サービス業務のご案内	9
主な手数料一覧表	10～11
<b>【業務に関する事項】</b>	
★事業の概況	12
★経常収益	17
★経常利益	17
★当期純利益	17
★預金積金残高	17
★貸出金残高	17
★有価証券残高	17
★総資産額	17
★純資産額	17
★単体自己資本比率	17
★出資総額、出資総口数	17
★出資に対する配当金	15、17
★職員数	3、17
<b>【主要業務に関する指標】</b>	
★資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	16
★業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益	16
★コア業務純益、コア業務純益（除く投資信託解約損益）	16
経費の内訳	16
★受取利息及び支払利息の増減	16
その他業務収益の内訳	16
役務取引の状況	16
★資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高	18
★総資金利鞘等（資金運用利回り、資金調達原価率、総資金利鞘）	18
★総資産利益率（総資産経常利益率、総資産当期純利益率）	18
<b>【預金に関する指標】</b>	
職員1人当たりの預金残高	18
1店舗当たりの預金残高	18
★預金種目別平均残高	18

項 目	掲載頁
預金者別預金残高	18
★定期預金種類別残高	18
財形貯蓄残高	18
<b>【貸出金等に関する指標】</b>	
★預貸率（期末・期中平均）	17
職員1人当たりの貸出金残高	18
1店舗当たりの貸出金残高	18
★貸出金金利区分別残高	18
消費者ローン・住宅ローン残高	18、37
★貸出金種類別平均残高	19
★貸出金使途別残高	19
★担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	19
★貸出金業種別残高・構成比	19
代理貸付残高の内訳	20
<b>【有価証券に関する指標】</b>	
★預証率（期末・期中平均）	17
★有価証券種類別残存期間別残高	19
★有価証券種類別平均残高	19
<b>【経営管理体制に関する事項】</b>	
★リスク管理態勢	21
★法令等遵守（コンプライアンス）態勢	22
マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針	23
顧客保護等管理方針	23
お客様本位の業務運営についての基本方針	23
金融商品に係る勧誘方針	23
反社会的勢力に対する基本方針	24
★苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	41
<b>【財産の状況】</b>	
★貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書	12～15
☆財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	15
★法定監査の状況	15
★貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	17、27
★貸出金償却額	17
★有価証券の時価等情報	17
★協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権 の保全・引当状況	20
★自己資本の充実の状況	24～33
<b>【その他業務】</b>	
内国為替取扱実績	20
<b>【その他】</b>	
☆報酬体系	16
☆「経営者保証に関するガイドライン」への対応	36
<b>【地域貢献に関する事項】</b>	
☆地域密着型金融の取組状況	34～41
★中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	34～36
☆地域貢献	37～41



夢あるくらしのパートナー

淡陽信用組合

<https://www.danyo.co.jp>

